

平成28年第3回諏訪広域連合議会定例会

平成28年9月29日 開 会

平成28年9月30日 閉 会

目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔9月29日（木）〕	7
承認第2号から認定第5号まで7件一括議題	
広域連合長あいさつ、提出議題の説明	
承認第2号及び議案第23号、認定第1号から認定第3号、認定第5号 事務局長補足説明	
認定第4号 消防長補足説明	
承認第2号質疑、委員会付託省略、討論、承認	
議案第23号から認定第5号まで6件各質疑 各常任委員会付託	
会議録第2号〔9月30日（金）〕	35
一般質問	
議案第23号から認定第5号まで6件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	61

諏訪広域連合告示第 23 号

平成 28 年第 3 回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 28 年 9 月 21 日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 平成 28 年 9 月 29 日（木） 午後 1 時 30 分

2 場 所 諏訪市役所 議 場

平成 2 8 年 第 3 回 諏訪 広域 連合 議会 定例会 日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
9 月 2 9 日 (木)	1 2 : 3 0		議会運営委員会
	1 3 : 0 0		全員協議会
	1 3 : 3 0	(開会) 広域連合長あいさつ 議案説明 監査報告 議案質疑 委員会付託	
	1 5 : 0 0		常任委員会 議案審査
	1 7 : 0 0		
9 月 3 0 日 (金)	1 0 : 0 0	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議 席

1 番	中 村 奎 司
3 番	小 池 忠 弘
5 番	加々見 保 樹
7 番	樋 口 敏 之
9 番	小 池 賢 保
1 1 番	竹 村 安 弘
1 3 番	遠 藤 真 弓
1 5 番	浜 幸 平
1 7 番	小 平 雅 彦
1 9 番	近 藤 一 美
2 1 番	吉 澤 美樹郎

議 席

2 番	河 西 猛
4 番	織 田 昭 雄
6 番	伊 藤 玲 子
8 番	望 月 克 治
1 0 番	小 松 一 平
1 2 番	今 井 秀 実
1 4 番	八 木 敏 郎
1 6 番	小 池 和 男
1 8 番	井 上 登
2 0 番	宮 下 和 昭
2 2 番	奥 野 清

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

本定例会に付議された事件

○広域連合長提出

- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 議案第 23 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 認定第 1 号 平成 27 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 27 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

○一般質問

3 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧

平成28年9月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	井 上 登 (諏 訪 市)	(1) 消防力の整備指針と諏訪広域消防について (2) 女性消防職員について (3) 消防団員との連携について
2	今 井 秀 実 (岡 谷 市)	介護保険について (1) 制度大幅改定に伴う対応 (2) 介護報酬引き下げの影響 (3) 介護従事者の処遇改善 (4) 地域包括ケアの課題 (5) 新たな制度改定の動きに対する対応
3	小 池 忠 弘 (下 諏 訪 町)	諏訪圏域自治体合併要望について (1) 4 商工会議所からの要請の受け止めと見解について (2) 広域連合としての合併に関わる対応について

平成28年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

平成28年9月29日（木）

午後 1時34分 開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 4 議案第23号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 認定第 1号 平成27年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 2号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 3号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 4号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 5号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3～日程第 9
- 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から認定第5号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで7件一括議題
- 広域連合長あいさつ、提出議題の説明
- 承認第2号及び議案第23号並びに認定第1号から認定第3号並びに認定第5号 事務局長補足説明
- 認定第4号 消防長補足説明
- 承認第2号質疑、委員会付託省略、討論、承認
- 議案第23号から認定第5号まで6件各質疑

認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員会に付託  
議案第23号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（22名）

議 席		議 席	
1 番	中 村 奎 司	2 番	河 西 猛
3 番	小 池 忠 弘	4 番	織 田 昭 雄
5 番	加々見 保 樹	6 番	伊 藤 玲 子
7 番	樋 口 敏 之	8 番	望 月 克 治
9 番	小 池 賢 保	10 番	小 松 一 平
11 番	竹 村 安 弘	12 番	今 井 秀 実
13 番	遠 藤 真 弓	14 番	八 木 敏 郎
15 番	浜 幸 平	16 番	小 池 和 男
17 番	小 平 雅 彦	18 番	井 上 登
19 番	近 藤 一 美	20 番	宮 下 和 昭
21 番	吉 澤 美樹郎	22 番	奥 野 清

○欠席議員（なし）

~~~~~

# ○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ か り | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 小 林 一 彦   | 副 広 域 連 合 長 | 五 味 武 雄 |
| 監 査 委 員     | 樋 口 繁 次   | 事 務 局 長     | 宮 坂 茂 樹 |
| 会 計 管 理 者   | 木 島 清 彦   | 企 画 総 務 課 長 | 林 直 典   |
| 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二   | 介 護 保 険 課 長 | 原 田 初 秋 |
| 八ヶ岳 寮 寮 長   | 田 村 茂 正   | 消 防 長       | 宮 坂 浩 一 |
| 消防次長兼総務課長   | 五 味 清 司   | 岡谷市広域担当課長   | 岡 本 典 幸 |
| 諏訪市広域担当課長   | 前 田 孝 之   | 茅野市広域担当課長   | 小 平 雅 文 |
| 下諏訪町広域担当課長  | 山 田 英 明   | 富士見町広域担当課長  | 植 松 佳 光 |
| 原村広域担当課長    | 折 井 為 彦   |             |         |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	松 崎 寛	企画総務課総務係長	国 枝 准 也
-------	-------	-----------	---------

書

記 武 居 靖 彦



平成28年9月29日（木）

第3回諏訪広域連合議会定例会

会 議 録 （ 2 － 1 ）

開会 午後 1時34分

散会 午後 3時11分

（傍聴者 なし）

開 会 午後 1時34分

竹村安弘議長 ただいまから平成28年第3回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 1時35分

竹村安弘議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。日程はあらかじめ配付いたしました。

○日程第 1

会議録署名議員の指名

竹村安弘議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、5番加々見保樹議員、18番井上登議員を指名いたします。

○日程第 2

会期の決定

竹村安弘議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から9月30日までの2日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

○日程第 3

承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）

○日程第 4

議案第 23 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○日程第 5

認定第 1 号 平成 27 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 2 号 平成 27 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 3 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8

認定第 4 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9

認定第 5 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

竹村安弘議長 日程第 3 承認第 2 号から日程第 9 認定第 5 号までの 7 件を一括議題といたします。

広域連合長より招集の挨拶及び提出議案の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 本日、ここに平成 28 年第 3 回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙の中を御参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会には、専決処分の承認案件 1 件、補正予算 1 件並びに平成 27 年度一般会計及び特別会計の決算認定 5 件、合わせて 7 件を提出いたしました。

それでは、各議案につきまして順次御説明申し上げます。

初めに、承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについては、救護施設八ヶ岳寮の公用車が公務中に車両接触により損害を与えた事故について、和解及び損害賠償の額について承認を求めるものがあります。

次に、議案第 23 号 平成 28 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、平成 27 年度の決算確定に伴う介護給付費等の精算による国庫負担金、県費及び支払基金交付金の返還金と地域支援事業費の精算に伴い生じた国庫補助金の過年度交付金の不足分の交付を受けるに当たり、必要な事業科目に補正を行うとともに、国庫補助事業による社会保障・税番号システム整備のため必要な事業費を補正し、財源として市町村負担金及び国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、認定第1号から認定第5号の平成27年度決算認定議案について御説明申し上げます。

まず、認定第1号 一般会計であります。歳入決算額2億8,773万2,182円に対し、歳出決算額は2億4,643万3,562円で、差引残額は4,129万8,620円となっております。

次に、認定第2号 救護施設八ヶ岳寮特別会計につきましては、歳入決算額4億1,741万139円に対し、歳出決算額は3億9,094万727円で、差引残額は2,646万9,412円となっております。

次に、認定第3号 介護保険特別会計につきましては、歳入決算額179億6,723万3,013円に対し、歳出決算額は175億1,454万9,451円で、差引残額は4億5,268万3,562円となっております。

次に、認定第4号 諏訪広域消防特別会計につきましては、歳入決算額23億1,059万1,821円に対し、歳出決算額は21億4,741万5,124円で、差引残額は1億6,317万6,697円となっております。

次に、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計につきましては、歳入決算額2,336万9,497円に対し、歳出決算額は1,479万6,064円で、差引残額は857万3,433円となっております。

以上が決算額の概要でございますが、平成27年度を振り返ってみますと、一般会計では消防一元化を契機に構築した人事給与管理、予算執行管理等の情報系システムの維持管理を行い、組織体制事務事業の効率化に努めました。また、広域住民の生命、健康を守り、休日夜間の救急患者への医療を確保するため、病院群輪番制運営費補助事業を引き続き実施するとともに、諏訪地区小児夜間急病センター事業を継続し、地域の小児医療に貢献しました。

次に、救護施設八ヶ岳寮につきましては、平成27年度中の年間利用延べ人数は4万7,934人で、年度末の入寮者数は132名であります。

次に、介護保険であります。平成27年度は3カ年で実施する第6期事業計画の初年度でございます。保険給付につきましては認定者数の増加やサービス利用者の重度化などにより、年々増加はしておりますが、これまでの著しい給付費の上昇傾向に若干の落ちつきが見られるようになり、昨年に引き続き当該年度の計画給付費をやや下回る給付実績となりました。

事業の状況ですが、第1号被保険者は6万1,682人、そのうち介護認定を受けている被保険者が1万290人で、出現率は16.7%となり、第2号被保険者の認定者216人を加えると、認定者総数は1万506人です。サービスの利用人数は前年度比3.1%の増、保険給付総額は前年度比0.6%の増でありました。利用状況は居宅サービス利用が62.9%、地域密着型サービス利用が8.7%、施設サービス利用が17.3%、未利用者は11.1%です。

また、利用者1人当たりの月額保険給付費は、居宅サービス利用が約10万4,000円、地域密着型サービス利用が約20万8,000円、施設サービス利用が約27万1,000円、介護サービス利用者1人当たりの平均では約14万9,000円が保険給付されております。

次に、広域消防関係では、平成２７年度中における圏域内の火災件数は６５件、救急出場件数は８、５２８件でありました。真の広域消防としてスタートした初年度であり、高機能消防指令センターの整備により、圏域内全ての１１９番通報を一括して受報し、効果的な部隊運用をすることで消防体制のさらなる強化を図りました。また、災害対応特殊水槽つき消防ポンプ自動車を購入したほか、御嶽山噴火災害における行方不明者捜索活動に長野県相互応援隊として出動いたしました。

次に、諏訪地域ふるさと振興基金事業の関係では、基金の運用益を活用し地域振興事業に取り組んでおりますが、平成２７年度も婚活支援事業として圏域の未婚者の出会いの機会をふやすため、３回のイベントを開催いたしました。また総合行政ネットワーク機器の更新を行ったほか、ＬＣＶ－ＦＭの地域コミュニティ放送を利用した行政情報の発信を実施いたしました。

以上、提案いたしました各議案について御説明いたしましたが、細部につきましては事務局長、消防長から説明をいたしますのでお願いいたします。

以上申し上げまして、開会に当たっての御挨拶及び提出議案の説明といたします。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

竹村安弘議長 事務局長。

宮坂茂樹事務局長 それでは私から、議案第２３号 平成２８年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）及び認定第１号 平成２７年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第３号 平成２７年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第５号 平成２７年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括で補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第２３号 平成２８年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明を申し上げます。

初めに予算書１ページをごらんください。

第１条によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億１，７６８万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１８７億１，５２７万６，０００円とするものでございます。この補正予算は前年度の給付費の精算に伴って生じた国庫負担金、県費及び支払基金交付金の返還金と、地域支援事業費の精算に伴い生じた国庫補助金の過年度交付金の不足分の交付を受けるに当たり、必要な事業科目に補正を行うとともに、国庫補助事業による社会保障・税番号制度における介護保険システム改修事業のため必要な事業費を補正し、財源として市町村負担金及び国庫補助金を増額補正する内容でございます。

内訳につきましては、１０ページから１３ページの歳入歳出事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳入であります、１０、１１ページをお願いいたします。

２款分担金及び負担金１項１目関係市町村負担金につきましては、国庫補助３分の２によります社会保障・税番号制度のシステム整備につき、事業費の３分の１について関係市町村負担金に２００万４，０００円を補正するものです。

4款国庫支出金2項2目国庫補助金における地域支援事業交付金につきましては、平成27年度の地域支援事業の精算において生じた介護予防事業交付金の未交付分につき536万3,000円を補正するものです。

同款2項3目国庫補助金における地域支援事業交付金につきましては平成27年度の地域支援事業の精算において生じた包括的支援事業、任意事業交付金の未交付分につき774万1,000円を補正するものです。

同じく2項4目国庫補助金における介護保険事業費補助金につきましては、国庫補助3分の2によります社会保障・税番号制度のシステム整備につき400万6,000円を補正するものです。

9款繰越金1項1目繰越金につきましては1億9,857万円で、国庫負担金、県費、及び支払基金交付金の精算に伴う超過交付分の返還のため補正するものでございます。

歳出ですが、12、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費の601万円は、社会保障・税番号制度のシステム整備ための事業費を補正するものでございます。

7款諸支出金1項4目償還金の2億1,167万4,000円は、平成27年度の保険給付費の精算に伴い、国庫、県費及び支払基金の余剰交付分を返還するための償還金につき補正をするものでございます。なお、支払基金の超過交付分の返還期限が猶予つきで10月初旬となっておりますので、今回補正が必要となるものです。

以上、議案第23号につきまして説明を申し上げます。

続きまして、認定第1号 平成27年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

決算書をごらんください。歳入歳出の科目別内訳につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

11、12ページをお開きください。

初めに歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目関係市町村負担金は、収入済額1億9,515万9,452円で、収入率は98.1%であります。内容は1節経常経費負担金、2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金、3節小児夜間急病センター事業負担金、4節防災啓発共同事業負担金、5節介護保険事業における低所得者等への支援措置に係る高齢者福祉事業経費負担金及び6節障害支援区分審査会の運営に係る障害者福祉事業経費負担金であります。予算現額1億9,894万7,000円に対し、収入済額では378万7,548円の減で、主な理由は5節高齢者福祉事業経費負担金の精算調整による負担額の減306万3,997円によるものでございます。なお、負担割合は規約で定められており、1節経常経費負担金及び3節小児夜間急病センター事業負担金から6節障害者福祉事業経費負担金は、均等割20%、人口割80%となっております。2節病院群輪番制病院運営費補助事業負担金は、人口割100%となっております。

5節高齢者福祉事業経費負担金の収入済額は1,050万3,003円で、前年度からの繰越金

分を市町村負担金で調整しましたので、収入率は77.4%であります。

6節障害者福祉事業経費負担金は収入済額1,142万4,869円で、障害者総合支援法に基づく障害支援区分の審査会に要する費用ですが、前年度からの繰越分を市町村負担金で調整しておりますので、収入率は94.0%であります。

次に、2款国庫支出金2項1目介護保険関係負担金は、収入済額1,085万1,405円で、収入率は54.3%であります。低所得者の保険料軽減に係る国庫負担金で、実績に基づき軽減額の2分の1が交付される国からの補助金です。

次に、3款県支出金は、収入済額745万2,295円で、収入率は62.2%であります。1項2目民生費県補助金は、収入済額31万7,000円で、収入率は108.2%であります。介護保険を補完する福祉施策である介護サービス利用者負担助成の実績に基づき交付される県からの補助金であります。

同項3目衛生費県補助金2節小児初期救急医療体制整備事業補助金は収入済額171万2,000円で、収入率は101.4%であります。小児夜間急病センター事業の運営に関する県からの補助金でございます。

2項1目介護保険関係負担金は収入済額542万3,295円で、収入率は54.2%であります。低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、実績に基づき軽減額の4分の1を県が負担するものであります。

13、14ページをお願いいたします。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は収入済額30万8,901円で、収入率は50.3%であります。総合福祉基金等の利子となります。

5款繰入金2項5目総合福祉基金繰入金は収入済額165万円で、収入率は19.0%であります。恋月荘への派遣職員数の減により広域連合負担分が減ったことによるものでございます。

6款繰越金1項1目繰越金は収入済額3,090万3,712円で、収入率は605.7%であります。一般管理費等繰越金の額の確定等によるものでございます。

7款諸収入2項1目雑入は収入済額4,139万4,585円で、収入率は72.2%であります。雑入の主なものは、株式会社諏訪広域総合情報センタ派遣職員の人件費の派遣先での負担金、厚生連恋月荘派遣職員の人件費の派遣先での負担分及び小児夜間急病センターの指定管理者が負担する施設等の使用料となっております。

以上、歳入合計は収入済額2億8,773万2,182円で、95.1%の収入率でございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費は支出済額149万7,078円で、執行率は80.4%であります。

2款総務費は支出済額1億5,469万1,355円で、執行率は82.7%であります。

次に17、18ページをお願いいたします。

1項2目福祉連携費は、支出済額3,094万8,858円で、不用額2,320万5,142

円となっております。恋月荘派遣職員数の減により給与、職員手当、共済費等が不用となったものでございます。

次に19、20ページをお願いいたします。

3款民生費は支出済額3,674万4,749円で、執行率は65.6%であります。主なものは1項1目高齢者福祉費で、支出済額2,549万9,307円、執行率は58.1%であります。介護保険事業を補完する福祉施策として、特に低所得者に配慮した介護保険利用料の軽減事業に要する経費であります。この軽減事業は大きく二つに分かれ、事業実施法人等に補助金交付する形の社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成と、民間法人等の介護サービス利用者負担助成の2事業を実施しております。不用額1,836万1,693円は、社会福祉法人等による減免補助事業及び介護サービス利用者負担助成事業の補助費が当初見込みより少なかったことによるものです。

軽減措置等の状況は、19節負担金補助及び交付金の社会福祉法人等による利用者負担減免に対する助成では対象者58人を認定し、18の事業実施法人に724万1,683円を助成いたしました。20節扶助費の民間法人等の介護サービス利用者負担助成は、58人の認定者に193万7,924円を助成いたしました。

2目障害者福祉費は、障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会に係る委員報酬、職員人件費等の経費で、支出済額は1,124万5,442円、執行率92.6%であります。この経費は障害者総合支援法に基づく障害支援区分審査会に係る事業で、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害支援区分の審査判定を行うためのものとなります。本年度の障害支援区分審査会は24回開催し、384件の審査判定を行った実績となっております。

次に、21、22ページをお願いいたします。

4款衛生費は支出済額5,350万380円で、執行率は93.4%であります。病院群輪番制病院運営事業補助金と小児夜間急病センター事業費であります。不用額は380万620円で、主なものは1項2目小児夜間急病センター事業費の不用額380万200円で、当初予算見込みより利用患者総数が多かったことにより、指定管理者の医業収益がふえ、伴う委託料の精算によりまして不用額を生じたものでございます。

6款予備費ですが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額2億4,643万3,562円で、執行率は81.4%であります。

続いて23ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は4,129万8,620円であります。

24ページは、財産に関する調書です。

1、公有財産（1）有価証券につきましては増減ございません。

2、物品については、平成27年6月に公用乗用車1台を購入し、決算年度末現在高2台であります。

3、基金ですが、（１）財政調整基金については、利子分の増となっております。（２）総合福祉基金については、繰入金へ１６５万円を繰り出し、残額を普通預金から定期預金に預けがえを行いました。また、利子分について増となっておりますので、年度中の増減高はマイナス１４０万７、０００円であります。（３）退職手当基金及び（４）旧伝染病隔離病舎退職手当基金については、利子分の増のみとなっております。

以上が、一般会計の決算でございます。

続きまして、認定第２号 平成２７年度救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。決算書の事項別明細書３３、３４ページをお願いいたします。

歳入でございます。

１款分担金及び負担金１項負担金は、１目関係市町村負担金と２目民生費負担金で、収入済額３億１、０４３万２、９５１円、収入率は１０２．３％であります。増の主な内容は、民生費負担金において、実績としまして月平均１人増により入寮者が推移したことと、措置費のうち施設事務費が１人当たり１カ月３．２％の増額改定となったことによるものです。

３款県支出金は、収入済額７、７０２万９、８９２円で、収入率は１０１．５％であります。増の主な内容は、分担金及び負担金と同様、民生費県負担金において措置費のうち施設事務費が１人当たり１カ月３．２％の増額改定がなされたことによるものです。

４款財産収入は利子及び配当金で、八ヶ岳寮基金及び八ヶ岳寮退職手当準備積立基金、八ヶ岳寮福祉基金の利子収入で１７万８、２１９円となりました。

５款寄附金は収入済額３５万３、０００円で、八ヶ岳寮入寮者の保護者からの寄附金です。

７款繰越金につきましては、前年度からの繰越金２、５５９万７、０６６円となっております。

次に３５、３６ページをお願いいたします。

８款諸収入は１項１目預金利子及び２項１目雑入を合わせて、収入済額は３８１万９、０１１円で、収入率１１８．９％であります。雑入の主なものは職員給食費の実費徴収金で、増の主な内容といたしましては、２７年度から開始しました生活困窮者一時入所に伴う委託料の増によるものでございます。

以上、歳入合計は収入済額４億１、７４１万１３９円で、収入率１０２．２％でございます。

次に３７、３８ページをお願いいたします。

歳出でございます。

２款民生費１項１目施設管理費は支出済額２億５、７５０万５、００１円で、執行率は９８．１％であります。主な支出は１５人分の非常勤職員報酬、２２人分の給料、手当等に係る職員人件費、施設を維持運営するための各種の需用費や役務費、調理業務委託などの委託料、備品購入費、八ヶ岳寮基金積立金などとなっております。報酬以下、各施設の支出済額はそれぞれ記載のとおりとなります。

主な不用額は、職員構成の変動に伴う人件費の減によるものと、９節旅費、１１節需用費の消耗品費、１２節役務費の手数料、１３節委託料のそれぞれ実績減などによるものとなっております。

次に2目施設事業費は、入寮者の直接処遇にかかわる経費となります。支出済額は9,017万3,952円で、執行率88.8%であります。

39、40ページをお願いいたします。

主な支出は入寮者にかかわる賄い材料費など各種の需用費、入所者の健康診断や予防接種などの各種役務費、入寮者用の備品購入費、扶助費などとなっております。主な不用額は価格低下に伴う燃料費、光熱水費の減により11節需用費の減、このほか12節役務費のエアコンクリーニング料の減などによるものとなっております。

3款公債費は支出済額4,326万1,774円で、建設に伴います元利償還金でございます。

4款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は支出済額3億9,094万727円、執行率は95.7%であります。

続いて41ページをごらんください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は2,646万9,412円であります。

42ページは財産に関する調書です。1、公有財産（1）土地及び建物については増減はございません。2、物品については記載のとおりで増減はございません。3、基金ですが、（1）八ヶ岳寮基金は将来にわたる施設の大規模修繕や大型備品の購入に充てる基金でございます。期間中の増減は前年度繰越金分と利子の積み立てにより、年度末現在高は1億6,657万1,000円となっております。（2）退職手当準備積立基金は、職員の退職手当に充てる基金ですが、期間中の増減については、予定積立分と利子分で1,504万円の増となっており、年度末現在高は6,642万6,000円です。（3）八ヶ岳寮福祉基金は、恋月荘福祉基金から八ヶ岳寮福祉基金へ移行したもので、期間中の増減は利子分のみで年度末現在高は585万7,000円となっております。

以上が、八ヶ岳寮特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第3号 平成27年度介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

第6期介護保険事業計画の初年度の決算となりますが、初めに決算書の43ページから46ページをごらんください。

歳入ですが、1款保険料から10款諸収入までの歳入合計は、179億6,723万3,013円となり、予算現額との比較では1,086万3,013円の増となりました。

次に、47から48ページをお開きください。

歳出でございますが、七つの款の歳出合計は175億1,454万9,451円となり、予算現額との比較では4億4,182万549円の減となっております。

50ページになりますが、歳入歳出差引残額は4億5,268万3,562円となりました。

それでは、歳入歳出について事項別明細書で御説明をいたします。

55、56ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、三つの節の合計 3 9 億 8, 0 2 3 万 2, 4 6 0 円で、収入率は 1 0 0. 8 %です。主な内容は、現年度保険料のうち年金から天引きとなる特別徴収が 3 7 億 5 0 1 万 2, 8 0 0 円で、調定額に対する収納率は 1 0 0 %。直接納付をお願いする普通徴収は 2 億 6, 2 7 6 万 7, 6 2 0 円で、収納率は 8 9. 4 %、合わせまして 3 9 億 6, 7 7 8 万 4 2 0 円であります。

なお、普通徴収における収入未済額は 3, 1 1 1 万 4, 9 2 0 円で、翌年度へ滞納繰越となります。

また、平成 2 6 年度以前の保険料滞納繰越分は、調定額で 6, 3 1 4 万 2, 0 1 0 円、このうち収入済額は 1, 2 4 5 万 2, 0 4 0 円で、収納率は 1 9. 7 %。徴収権の消滅によりまして 1, 4 6 4 万 5, 9 8 0 円を年度末に不納欠損とし、残り 3, 6 0 4 万 3, 9 9 9 円は滞納繰越として翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、2 款分担金及び負担金 1 項 1 目関係市町村負担金ですが、四つの節の合計は 2 4 億 5 7 万 8 6 2 円、収入率は 9 7. 1 %でございます。内訳は保険給付費関係負担金が実際に要した保険給付費の 1 2. 5 %分で 2 0 億 5, 6 2 6 万 9, 9 6 8 円、介護予防を目的とした地域支援事業の事業量分を市町村が負担する地域支援事業関係負担金が現年度の精算に伴い 8, 7 1 1 万 3, 5 9 2 円、事務費関係負担金には 2 億 5, 1 7 6 万 4, 0 0 7 円で、それぞれ関係市町村から負担いただきました。

次に、3 款使用料及び手数料は収入済額が 5 9 万 6, 3 0 0 円で、保険料徴収に係る督促手数料でございます。

4 款の国庫支出金は収入済額 3 9 億 5, 9 0 1 万 4, 5 4 5 円で、収入率は 9 9. 3 %です。1 項 1 目介護給付費国庫負担金は居宅サービスの 2 0 %と施設サービスの 1 5 %を国が負担するもので、その収入済額は 3 0 億 2, 3 1 0 万 3, 8 1 0 円、収入率は 9 9. 9 %です。

5 7、5 8 ページをお願いいたします。2 項国庫補助金は収入済額 9 億 3, 5 9 1 万 7 3 5 円、収入率は 9 7. 4 %です。1 目は保険給付費に対する調整交付金で 7 億 7, 4 1 4 万 7, 0 0 0 円、2 目の地域支援事業交付金の介護予防事業分と 3 目の地域支援事業交付金の包括的支援事業及び任意事業分の合計は 1 億 5, 4 6 5 万 3, 7 3 5 円であります。4 目の介護保険事業費補助金は制度改革や社会保障・税番号制度に伴うシステム改修に対する国庫補助で 7 1 1 万円です。

5 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金は、第 2 号被保険者保険料分として社会保険診療報酬支払基金から保険給付費の 2 8 %相当、4 7 億 1, 8 9 6 万 8, 0 0 0 円、同項 2 目地域支援事業支援交付金は介護予防事業の 2 8 %相当 6, 0 0 6 万 9, 9 7 0 円を交付されました。

次の 6 款県支出金は、収入済額 2 5 億 5 8 2 万 4, 2 3 8 円で、収入率は 9 8. 8 %であります。1 項 1 目介護給付費県負担金は収入済額 2 4 億 2, 0 0 3 万 8 3 8 円で、介護給付費のうち居宅サービス分の 1 2. 5 %、施設サービス分の 1 7. 5 %を県が負担するものです。2 項の県補助金は地域支援事業への補助金で、介護予防事業分と包括的支援事業 2 事業合わせて 8, 5 7 9 万 3,

400円であります。

59、60ページをお願いいたします。7款財産収入1項1目利子及び配当金は介護給付費準備基金積立金の利子収入で67万2,302円、収入率は70.5%です。

8款繰入金1項4目低所得者保険料軽減繰入金は収入済額1,627万4,700円で、低所得者保険料軽減のための補助金を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、9款繰越金は平成26年度からの繰越金で、収入済額3億1,971万2,015円となっております。

10款諸収入1項1目第1号被保険者延滞金は収入済額42万1,120円で、3項1目介護サービス費等貸付金元利収入につきましては、27年度中貸付実績がございませんでした。

続いて61、62ページをお願いいたします。4項受託事業収入は1万4,000円、5項雑入は1目第三者納付金、2目返納金、3目雑入合わせ収入済額453万2,439円、6項預金利子は33万62円となっております。

以上、歳入合計は収入済額179億6,723万3,013円で、100.1%の収入率でございます。

続きまして63、64ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費では、支出済額1億5,589万9,142円、執行率90.9%で、一般人件費や一般経費が主たる内容でございます。

65、66ページをお願いいたします。2項徴収費1目賦課徴収費は、保険料の賦課徴収に要する事務的経費で、支出済額2,417万6,207円、執行率79.1%であります。

3項介護認定費1目介護認定審査会費は、介護認定審査会に要する経費で、支出済額2,042万7,156円、執行率95.3%であります。

また、同項2目認定調査等費は、認定調査に要する経費で、支出済額5,285万4,049円、執行率は97.8%であります。

次に、2款の保険給付費ですが、支出済額164億5,305万4,138円、執行率は97.6%でございます。保険給付費は大きく分けて要介護と要支援の二つの項がございます。1項介護サービス等諸費は支出済額148億2,503万8,594円、執行率は97.4%で、介護度が要介護1から5に認定された被保険者への保険給付費となります。

69、70ページへ飛びますが、2項の介護予防サービス等諸費は、支出済額7億1,553万625円、執行率は99.5%で、要介護とならないための予防を重視した介護予防サービス等諸費であり、要支援1・2の方を対象とした予防給付費でございます。

続いて71、72ページの3項その他諸費でございますが、保険給付を行うに当たり請求の点検、審査から事業者への支払いについて、長野県国民健康保険団体連合会に委託しており、その審査支払いに係る手数料で、支出済額1,483万3,848円、執行率は100%となっております。

4項高額介護サービス等費は、利用者負担額が一定額を超えた場合に給付するもので、支出済額

2億6,130万1,863円、執行率は97.9%であります。

5項高額医療合算介護サービス等費は、介護と医療の両方を利用した1年間の利用者負担金のうち、既に支給されている高額サービス費等を除いた額を合算した上で、一定額を超えた金額について介護保険分と医療保険分で按分してそれぞれの保険者が支給するもので、支出済額は3,234万1,262円、執行率100%であります。

続いて73、74ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス等費は、支出済額6億400万7,946円、執行率は100%で、食費、居住費の自己負担額のうち低所得者に対し利用者負担段階別に限度額を定め、超過分を介護保険から補足的に給付するものでございます。

4款基金積立金1項1目介護給付費準備基金積立金は、平成26年度中の繰越金のうちの基金積み立て可能分と基金の利息を合わせた2億1,817万2,302円を積み立ていたしました。

5款地域支援事業費は、支出済額5億1,039万7,117円、執行率は98.1%でございます。地域支援事業の内容は大きく四つに区分され、要支援・要介護状態になるおそれのある2次予防事業対象者や、1次予防事業対象者に対する介護予防事業、介護予防ケアマネジメントや相談支援を行う包括的支援事業、2目に記載の家族介護者等を支援する任意事業と同目の適切な給付を提供するための介護給付費等費用適正化事業費となっております。

1項の介護予防事業と75、76ページにわたりますが2項2目の任意事業のうち、介護給付費等費用適正化事業を除いた分を関係6市町村に、また2項1目の包括的支援事業は六つの地域包括支援センターに委託して実施をいたしました。

続いて、6款公債費は介護給付費準備基金を繰りかえ運用する際の利子分で、支出済額3万6,986円、執行率は4.9%となっております。

7款諸支出金は、支出済額7,953万2,354円、執行率94.7%でございます。

1項1目第1号被保険者保険料還付金は保険料の過年度還付分で、日本年金機構等に返還した保険料151万3,130円であります。

77、78ページへ続きます。同項2目第1号被保険者保険料還付加算金は、還付金の還付までの期間に応じて生じた加算金で1,800円となっております。同項3目は介護サービス費等貸付金で、当年度は貸付実績がなかったため支出はございません。同項4目償還金は、平成26年度に支払われた介護給付費に対する国庫負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金等の精算により生じた超過交付分7,801万7,424円をそれぞれ返還したものでございます。

8款予備費は執行がございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額175億1,454万9,451円となり、執行率97.5%でございます。

次に、79ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は4億5,268万3,562円でございます。

80ページは財産に関する調書ですが、1の物品については決算年度中の増減はございませんでした。また、2基金ですが、介護給付費準備基金は保険給付費が不足した際に取り崩し、支出に充てていく費用であります。本年度は前年度末現在高3億8,159万円に対し、平成26年度からの繰越金中の積み立て可能額2億1,750万円と基金利子の71万円を積み立てたため、決算年度中増減高は2億1,821万円の増となり、決算年度末現在高は5億9,980万円となったものでございます。

以上が、介護保険特別会計の決算でございます。

続きまして、認定第5号 諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

決算書の110、111ページをお開きください。

歳入でございます。

2款財産収入1項1目利子及び配当金は、収入済額1,403万2,977円、収入率は101.1%であります。これは、ふるさと振興基金の運用に伴う利付国債の利子による収入でございます。

3款繰越金は、収入済額933万6,520円となっており、26年度からの繰越金でございます。

4款諸収入は特にございませんでした。

以上、歳入合計は収入済額2,336万9,497円で、収入率は137.3%でございます。

次に112、113ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目ふるさと振興事業費ですが、支出済額は1,479万6,064円、執行率87.4%でした。この目の事業といたしましては、少子化対策、人口増対策の一環として地域定着を促すため23年度から継続実施しております出会いの機会を提供する婚活支援事業への取り組みとして、年間3回の婚活イベントを開催いたしました。結果といたしましては参加者200人中38組がカップルとなり、成立率は通算で約4割となっております。

また、昨年度は惜しくも2位となりましたが、県縦断駅伝へ参加しております諏訪陸上競技協会に対しまして、スポーツ活動を通じた圏域の地域振興への支援として補助金を交付しております。

また、昨年度は総合行政ネットワークL GWANの更新に伴って、6市町村によるシステムの共同調達やスマートフォン等でも緊急災害情報を受信できるように、LCV-FM放送局の施設整備を実施いたしました。このほかLCV-FM放送を活用した行政情報の発信を引き続き行うとともに、圏域住民の環境美化に対する意識高揚を図る一助となるよう、小中学校等公共施設への花の配布を行いました。

2款予備費ですが、支出はございませんでした。

以上、歳出合計は支出済額1,479万6,064円で、執行率は86.9%でございます。

次に、114ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額はそれぞれ記載のとおりで、実質収支額は857万3,433円でありま

す。

次に、１１５ページをお願いいたします。財産に関する調書です。１、基金（１）諏訪地域ふるさと振興基金は決算年度末現在高１０億４，０２２万４，０００円となっております。

以上が、諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計の決算でございます。

各議案に対します私からの補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 消防長。

宮坂浩一消防長 それでは、私から認定第４号 平成２７年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について補足説明をさせていただきます。お手元の平成２７年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算書８１ページをごらんいただきたいと思います。

初めに歳入でございますが、１款から７款までの歳入総額は、予算現額２２億４，８１１万円に対し、収入済額は２３億１，０５９万１，８２１円で、予算現額と比較し６，２４８万１，８２１円の増で、収入率は１０２．８％でございます。

次に８３ページ、歳出でございます。

１款から３款までの歳出合計は予算現額２２億４，８１１万円に対し、支出済額２１億４，７４１万５，１２４円で、不用額の合計は１億６９万４，８７６円となり、執行率は９５．５％でございます。歳入歳出差引残額は１億６，３１７万６，６９７円でございます。

次に、歳入歳出の科目別の内訳につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。８９ページ、９０ページをごらんいただきたいと思います。

事項別明細書の歳入でございます。

初めに、１款分担金及び負担金は関係市町村負担金でございまして、収入済額は２０億８，５５７万３２６円で、収入率は９９．４％でございます。

２款使用料及び手数料でございますが、これは消防法に基づく危険物設置許可検査手数料及び火薬類の譲り渡し、譲り受けの許可並びに煙火の消費許可手数料等の消防手数料でありまして、収入済額２４７万８，２００円で、収入率は２１３．５％でございます。

３款国庫支出金につきましては、更新のため富士見消防署に配備いたしました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴う国庫補助金で、８７８万３，０００円の収入でございます。

次に、４款県支出金でございますが、県の移譲事務の特例事務処理交付金でございまして、収入済額は１４万２，０００円で、収入率は１５９．６％でございます。これは県知事の権限に属します火薬類の譲渡、譲り受け、消費許可及び液化石油ガス設備工事の届け出受理に関する事務でございます。

５款繰越金でございますが、収入済額は１億７，７６２万９，００９円で、収入率は１８９．９％となっております。

続きまして９１ページをごらんください。６款諸収入につきましては、収入済額５２８万９，２８６円で、収入率は１２２．２％でございます。これは長野県衛星系防災行政無線設備工事に係る長野県振興協会からの補助金や廃車となりました救助工作車の売却などによるものでございます。

7款連合債の収入済額は3,070万円で、収入率は74.3%でございます。内訳といたしましては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入及び長野県の衛星系防災行政無線設備工事に係る経費において借入れを行ったものでございます。

歳入合計は、収入済額23億1,059万1,821円で、収入率は102.8%でございます。続きまして、歳出でございます。

93ページ、94ページをごらんいただきたいと思います。

1款消防本部費1項総務管理費は、支出済額19億970万5,091円で、執行率は97.9%であり、不用額は4,144万1,909円でございます。不用額の主なものは、標準報酬額及び共済費の率が見込みより低かったことによる市町村職員共済組合負担金の減、また職員の肝炎検査に係る検査料の減によるものでございます。

2項1目常備消防費は、支出済額1億758万3,793円で、執行率は73.4%であり、不用額は3,892万4,207円でございます。不用額の主なものは光熱水費の減、また消防本部の新庁舎における各種点検業務を見直したことによる減でございます。

次に97ページ、2項2目消防施設費でございますが、支出済額は5,356万5,304円で、執行率は94.4%、不用額は315万696円となっております。不用額の主なものは長野県衛星系防災行政無線設備の更新工事に係る経費につきまして、県全体の事業費が減額になったことによるものでございます。

2款交際費は、元金、利子合わせまして支出済額が7,656万936円で、執行率は83.5%でございます。

続きまして99ページ、100ページをお願いいたします。3款予備費でございますが、平成27年度は予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は21億4,741万5,124円で、執行率は95.5%となっております。不用額は1億69万4,876円ございました。

続きまして、101ページをお願いいたします。実質収支に係る調書でございます。

歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額は記載のとおりで、実質収支額は1億6,317万6,697円でございます。

次の102ページをごらんいただきたいと思います。財産に関する調書でございます。

1、公有財産につきましては、お示しのとおりでございます。

2、物品のうち、決算年度中に増減のあったものにつきましては、諏訪広域消防一元化に伴い、これまで各署で運用していた車両の名称を統一したことによる車両数の増減及び出動態勢の見直しに伴い廃車した車両がございまして、決算年度末の車両数は4台の減となっているものでございます。

以上で、認定第4号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 ここで、監査委員から平成27年度決算の監査結果の報告を受けます。樋口監査委

員。

樋口繁次監査委員 それでは、私から監査の結果を御報告申し上げます。

去る8月30日、小松一平監査委員とともに平成27年度諏訪広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算につきまして、会計管理者及び関係部署の職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

監査の結果につきましては、決算審査意見書としてお手元にお配りしてございますのでごらんいただきたいと思います。一般会計及び四つの特別会計につきまして、関係法令の準拠性、決算に計上された金額の正確性、予算執行の適正性及び財産運用の妥当性等を中心に関係諸帳簿、証拠書類等を慎重に審査させていただきました。

いずれも正確適正に処理されていることを認めましたので、ここに御報告申し上げます。

竹村安弘議長 これより、承認第2号について質疑を行います。

承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）につき質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第23号について質疑を行います。

議案第23号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号から認定第5号の5議案について、順次質疑を行います。

まず、認定第1号 平成27年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。加々見保樹議員。

5番加々見保樹議員 5番、加々見保樹です。成果説明書の一般の9ページ、お願いしたいと思います。

衛生費の病院群輪番制病院運営補助事業であります。この中の表がありまして、下の病院別診療科目患者数ですが、昨年9月の定例会で私この件に関して質問いたしまして、諏訪赤十字病院の患者数がその他のところがほとんどで、このその他の内容はということをお聞きしたわけでありまして、今回はその説明を欄外にいただきまして、内容がわかりました。

今回、この諏訪赤十字病院のその他4, 119名のうち救急科が3, 374名ということで、この3, 374名というのは1年間の扱い患者数4, 332人の8割弱を占めているわけでありまして。この救急科でありますけれども、御承知のように諏訪赤十字病院はこの諏訪地区で唯一救命救急センターが認可されておりまして、そちらで取り扱った患者数であります。

救命救急センターは、毎年人件費が対象の運営補助金が国と県から出ております。27年度の実績では国、県それぞれ2分の1ずつであります。合計2, 072万円支払われております。広域連合の病院群輪番制の運営費補助も、こちらでもありますね、人件費が対象というふうになっておりまして、これを見ますと多分これは基準額満額の750万余が支払われております。要するに同じ性質の補助金をですね、二重に受け取っているというふうに思うわけですが、この辺について問題はないでしょうか。

竹村安弘議長 事務局長。

宮坂茂樹事務局長 お答えをいたします。広域連合側としてのこちらの補助金につきましては、平成16年まで国の補助金がございます、それが解消されたということで税源移譲がございます、補助を最終年度の国の補助基準額単価をベースとして、毎年人事院勧告の分だけを前後させて、スライド制という形で今まで来ております。そういった取り組みで各病院側と協定を結んでこういった形をとっております。

今の二重支給ということでございますけれども、こちらにつきましては広域連合としての補助金という形になりますので、国庫補助といいますよりも広域連合の圏域内の税ベースからの補助という形を考えておりますので、二重と言えども二重かもしれませんけれども、補助主体が違っていると。相手方は国と、こちらについては広域連合という形で補助しているという形になっておると思います。

以上でございます。

竹村安弘議長 加々見保樹議員。

5番加々見保樹議員 この輪番制病院補助金交付要綱ではですね、各病院から実績が上がってきます給与費の実支給額と、それからこの要綱で決められた基準額、これを比較してですね、少ないほうを支払うというふうになっております。

輪番でもこれ支給しても問題ないということでありまして、そうしますとですね、この2, 072万円、救命救急センターで支払われておりますが、これは366日に対する2, 072万円と思いますので、これを1日で割りますとですね、366で割りますと1日当たり5万6, 600円ぐらいになるわけですね。それで病院群輪番制が諏訪赤十字病院は224日でありますので、5

万6,612円掛ける224、1,268万円くらいがそちらの運営補助になっております。ですから、実支給額からこの1,268万1,000円を引いた額とですね、それと基準額と比べて少ないほうを支給ということになると思いますがいかがでしょうか。

竹村安弘議長 事務局長。

宮坂茂樹事務局長 要綱に記載のとおりかと思います。私ども過去からの経緯で人事院勧告によります公務員の給与ベース、いわゆる全国でのですね、人事院勧告によるベースアップ、そういったものを人件費に反映させるというような形が、一番我々としては事務的にやりやすいということで、各病院さんにはお願いしたということで、どうも経過からすると来ているようでございます。なお、もちろんその比較というのは必要でございますので、議員おっしゃるとおり、また病院側とも比較検討させていただきたいと思います。

日赤につきましては、議員御指摘のとおり県内にあります七つの救命センターのうちの一つということで、諏訪圏域はただ一つということでございます。そういった意味で重篤患者の複合的な重症患者の処置、入院処置、手術、そういったものに対応しておりますので、そういった観点からも我々とすれば病院群輪番制の中で対応して補助をしてまいりたいと。

それから、救急の搬送数でも年間で救急車の受け入れ数が3,000件というような非常に多いところでございます。また、高速道路からの交通事故の重篤患者、多発外傷の患者の搬送もございますので、そういった意味ではヘリコプターの発着場もございますし、かなり高度な救命処置がとれるということでございますので、圏域の住民の安心・安全の一つということで我々としては今後も病院群輪番制という形は続けてまいりたいと思っております。

なお、議員御指摘の要綱等の関係については、また病院側とも精査をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 ほかにありませんか。井上登議員。

18番井上登議員 成果説明書でいうと11ページですけれども、諏訪地区小児夜間急病センター患者数の状況ですが、27年度1日平均の患者数が7.92人ということで前年の8.64に対して減っているわけですが、年々ですね、この数が減少傾向にあると思いますけれども、この原因についての分析、あるいは今後の課題についてはどのように考えているか。

竹村安弘議長 事務局長。

宮坂茂樹事務局長 お答えをいたします。小児夜間急病センターでございますけれども、議員御指摘のとおり、年々利用者数若干ずつですが、減って減少傾向にございます。こちらにつきましては、いろんな媒体を使いましてPR等を行っております。本年度はポスター等をですね、各圏域内の保育園等に配布いたしまして掲示していただくなど、そういった利用促進を図っておるところでございます。

この減少傾向につきまして、ほかの病院との比較等をちょっと検証したりをしております。先ほどの輪番制のほうでもございますけれども、確かに小児夜間のほうは366日、365日1年間やっておりますが、時間帯が7時から9時と非常に限られた時間帯でございます。それに伴いまし

て、どうしても輪番制に比べると全体の数というのは減る傾向にあると思いますけれども、輪番制の中でこの小児科がございます。この小児科だけをとりますと2, 208人ということになっております。圏域内の輪番制病院、対象の患者数ですが、これにつきましても昨年度よりも若干落ちていたというところがございます。

小児科、昨年度2, 309人でした。それが2, 208人ということで約4. 4%、この輪番制の2次医療の中でも減ってきております。当然母数の減少というのはありますけれども、母数は1年度単位でいけば1%未満の母数の減少、いわゆるこの小児夜間の対象となる人口の母数は1%程度未満の減少ですので、それよりも若干多いということが言えると思います。

それから、日赤病院につきましては輪番制の中でもかなり数字は落ちています。約10%ほど患者数が落ちております。これは27年度日赤病院で導入いたしました時間外選定療養費という別枠の4, 050円を徴収する、そういったものが影響して減ってきているというところにあるかと思えます。

それを鑑みますと、病院の2次医療のこの輪番制についても小児科が減ってきている。それから小児夜間も若干減ってきているということで、ほかの患者さんはどこに行っているのかというふうにお考えかもしれませんが、やはりそれは総体的にたまたま感染症だとか、そういったものが少なかっただとか、それから母数の減少の影響も多少あるでしょうし、いろんな複合的な要素だと思います。

それから、我々ちょっと医師会さんともお話する中では、医師会さんの各開業医さんですね、かなり昔と違って6時で終わりますとか、そういう形じゃなくてですね、多少なりとも6時ぎりぎりに飛び込んできたようなお子様連れだとか、そういった方に対しても時間を多少延びても診療していただいたり、そういうようなサービスアップもあろうかと思えます。そういったところも推測の中でありまして、ただそうこう申しましてもこの小児夜間の減少というのは、ほかの部分も減少しておりますので、一概に小児夜間だけが減少している傾向にあるとはちょっと考えにくいなと思っております。ですので、なおPRだとかそういったものをさらに進めていながら、小児夜間の活用を図っていただきたいということで、進めてまいりたいと考えております。

竹村安弘議長 井上登議員。

18番井上登議員 ありがとうございます。今の説明ですと、母数の減少よりも実際は減っているということで、いわゆる小児夜間救急だけの問題ではないということだと思えるんですけど、そうしますと、全体として受診率そのものが落ちているんじゃないかというふうに考えるんですけど、その辺はいかがですか。

竹村安弘議長 事務局長。

宮坂茂樹事務局長 大変申しわけございません。開業医も含めて受診率について私どものほうでは把握した数字はございません。

ただ、私どもとして検証する数字といたしましては、この輪番制の中の2次医療の小児の救急医療、その人数だとか、それから我々のほうの小児夜間の人数、それから開業医さんたち、医師会さ

んとも年に一、二回この小児夜間についての懇談会を持っておりますけれども、そういった中でのそれぞれのサービスアップだとかそういったものも聞いておりますので、全体、総合的に見てなのかなというふうに思っております。はっきりとこの減少の原因は何かと突き詰めて言われれば、私どももその程度しか今のところは検証のしようがございません。

竹村安弘議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありませんか。今井秀実議員。

12番今井秀実議員 12番、今井秀実です。数点質問させていただきたいと思います。

見やすいところで成果説明書の21ページを見させていただいているんですが、説明文の三つ目に歳出の主な内容、保険給付費164億っていう、この数字が出てきますが、先ほどの全員協議会の説明でも、保険給付費が0.6%の増ということで、これまで5%とかっていうような伸び率に対して大幅に伸び率が減ったと。その理由は、制度の改定あるいは介護報酬の引き下げの影響であるというような説明があったかと思いますが、制度改定の影響ということで考えると特養入所制限、それから一定所得以上あると自己負担が1割でなく2割になったということ、それからいわゆる施設入所の食費とか居住費に対する軽減策、いわゆる補足給付という部分の圧縮あたりが、平成27年度も早速実施された、その影響が気になるんですが、数字としてそれらの影響も一定程度つかんでいるのではないかと思います、その辺どんなふうに評価されているかお聞きしたいと思います。

そのことと関連してですが、これはどこで見たらいいかな。決算書の最後のほうに80ページですね、財産に関する調書があって、これまで基金が3億8,000万であったということですが、決算年度中の増減で2億1,821万というのを積み増したので、現在高は5億9,980万円と6億円近くになっているということで、とりわけ決算年度中の増減が単年度で2億円を超えたというのはかなりの額と思っているところですが、前段で聞いた制度改定や介護報酬の引き下げの影響とかで、実際に必要な給付を受けられないような形が、この基金の大幅積み増しにつながったんじゃないかという、こういう心配を自分自身はかなりしているんですが、その辺どんなふうに見ておられるかについてもお伺いしたいと思います。

それとこれはどこで見ればよいか。収入の関係ですが、成果説明書のページで言わせていただければ、22ページに歳入の状況についての説明の表があって、上のほうに介護保険料賦課徴収状況ということで、現年度分は特別徴収は年金天引きなので当然100%になるというのは当然ですが、

普通徴収、先ほど全協の場でもやりとりが1点ありましたが、普通徴収の収納率89.4%であるということ、もう一つ非常に注目されるのが滞納繰越分の収納率というのは19.7%にとどまっているということで、一度滞納になった部分がなかなか収納できていない、不納欠損も1,464万生じているというあたりは、この平成27年度の第6期事業計画のスタートに当たって介護保険料も引き上げられて、次のページにある、23ページですが、第5段階の標準でもこれ年間保険料なのでちょっと見づらいんですが、年間保険料じゃないか、第5段階の基準額でも大台を超えて非常に負担が大きくなっているというあたりがこの保険、これは年額保険料ですね。済みません、月の保険料で5,000円台を超えたというような事例になるかと思いますが、第5段階だけでなく全ての部分の保険料が増額されたという影響などについて、どんなふうに評価されているかお伺いしたいと思います。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 それでは、最初に御質問をいただきました制度改正の影響について、お答えをさせていただきたいと思います。

今お話がありましたように利用者の負担をお願いしていく部分の制度改正では、特別養護老人ホームでは要介護3以上ということで重点化が図られました。それによりましてちょうど制度改正が行われる前日、平成27年3月31日現在、約800人の待機者がおいでになりましたが、翌日4月1日の待機者が584人ということで、約260人程度が特養の待機者から外れているというような状況であります。また、現在全体の待機者数も減少傾向でありまして、9月1日現在では457人という待機者になっております。

そんな中で、要介護1・2の方がどんな影響が出たかという部分であります。待機をしている場所としますと在宅が約3割、残りは何なりかの施設でお待ちの方でありました。でありますので、それによって大きな混乱等はございませんでしたが、その後、更新認定等で特養の対象になられた方、また在宅でも有料老人ホームやサ高住のほうに移られた方もおいでになりまして、当然サービスと利用の部分では、やはり介護保険3施設の一つであります特養のほうが金額的には安価なサービス金額で入所できるということでありまして、それほど大きな影響がうちのほうまで来ている状況ではないということでありまして。

また、2点目の1割負担から2割負担の変更の部分であります。本人の金額、一定額以上160万円以上の方については今まで1割負担が2割負担になるというような制度改正が行われました。その影響につきましては、対象となった方が27年度873人ということで、全体の認定者の8.36%ということでした。実際に見込みを立てておりましたのは20%くらいが国が言っていました影響の範囲だろうということから見ると、諏訪広域のほうは10%未満ということの影響であったという状況でございます。

あと高額介護サービス費の現役並み所得の方に対する、支給対象者のうちの制限が上限が約3万7,000円が約4万4,000円という改正の部分でありましたが、27年度は支給対象者2,139人のうちの83人、3.88%の方が影響があったという数字が出ております。

また、補足給付であります。収入勘案からプラス資産勘案、預貯金等1人1,000万円というものでありますが、この方につきましては先ほどの運営状況の中でも約3,000万円くらいの影響が出ていることが見られるかと思いますが、対象となった方は451人ほどおいでになるのではないかというふうに考えております。

また、質問の2点目であります、基金の積み増しの関係であります、平成27年度で積み増した約2億につきましては26年度からの繰り越しを積み増しをさせていただくと、基金等の利息を合わせて積み増しをさせていただいたということでありますので、直接的にこの基金の積み増しが27年度の制度改正の影響というのは特にないというふうに考えております。

また、3点目の収入の中の保険料の上昇の関係であります、今御質問いただきましたとおり、やはりその納付が困難な方につきましては、保険料が上昇した分がその分上昇しているのかなと、要は滞納繰越になってしまう分についてはふえているのかな、そんな判断をさせていただいています。

以上です。

竹村安弘議長 今井秀実議員。

12番今井秀実議員 わかりました。制度改定による影響が人数的にも特養待機者でカウントしても260人がもう待機者としてカウントされなくなったとか、2割負担になったのが873人とかいわゆる補足給付の影響を受けたのが451人とかっていうことで、かなり大きな影響があるなということを一方で改めて感じたところですが、基金については確かに平成27年度の2億1,000万というのは平成26年度の影響だというのは理解できました。

逆に、まだ基金への積み立てをやっているわけではありませんが、決算書の80ページの横にあるちょうど79ページの実質収支に関する調書みたいところにちょっと目を移してみると、実質収支額は4億5,268万とかっていうことなので、この辺がちょっと参考になる、要は平成27年度も4億円程度のプラスがあって、その一定額が基金のほうにみたいになんてちょっと推測もするんですが、その辺も含めて、要は平成27年度の保険給付にかかわる残というのは、いつもの年より大きいみたいになんて自分は感じているんですが、その辺どう評価しているかについても伺いたいです。

竹村安弘議長 介護保険課長。

原田初秋介護保険課長 今御質問がありました基金の27年度繰り越しの分から考察であります、この繰越金につきましては、先ほど補正予算1号をお願いしました。精算に伴う国庫等へのお返しをする金額が約2億ほどございました。その残りににつきましては、保険料の1号被保険者さんの基金積立可能額というふうになりますが、今年度も低い水準で給付が推移するかどうかということ年度末で見きわめまして、もし伸び率がそれほど大きくなければ、その残りの金額が積み増しできるかなという今見込みを立てていると、そんな状況でございます。

竹村安弘議長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。井上登議員。

18番井上登議員 諏訪広域消防ですが、27年度から始まったということで火災件数が65件、救急が8,528、先ほど説明がありましたけれども、広域になったことによってのいろいろ対応はあったと思いますが、やってみてですね、問題点、教訓となるようなことがあったかどうか伺いしたいと思います。

竹村安弘議長 消防長。

宮坂浩一消防長 平成27年度から諏訪広域消防が一元化となりまして、問題点・教訓についてという御質問でございますが、27年度から一元化になりまして、ちょうどそのときに岡谷市の山林火災、また諏訪市におきましても小和田で住宅密集地におきまして火災がございました。そのときにも新しい消防体制として取り組んだわけでございますが、出動に関しましては決められたとおりの出動態勢をとりまして十分対応ができたと思っております。また、消防力につきましても一元的に各署からの警戒配備等も行われまして、体制は十分できたものと考えております。

ただ、一元化になりましてまだ日が浅かったものですから、他の機関、消防団も含めまして他の関係機関等との連携について十分できたかなと今反省しているといえますか、思っているところでございます。

特に一元化になりまして大きな問題というのは今のところないと考えております。今後は各防災機関等との連携をさらに深めるように取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 井上登議員。

18番井上登議員 ありがとうございます。今お話がありましたけれども、この年に諏訪市の小和田で大きな火災が発生をしましたが、この原因についてはまだ調査中というふうにね、諏訪市のほうで聞いていますけれども、いまだに原因がはっきりしないということでありますけれども、原因はわからないにしても、かなり大きい火事になったわけですね。大きい火事になったことに対する要因といいますか、その要因あるいはそれに対する対応を今後どう考えているか、その辺について伺いたい。

竹村安弘議長 消防長。

宮坂浩一消防長 特に諏訪の小和田におきましては、昨年6月に住宅密集地で火災が発生いたしました。その際にもポンプ車等10台の車両が出動して対応しております。また、消防団からも全分団が出動して対応しているところなんです、場所がやはり住宅の密集地であったと、こういうことで火災の延焼が激しく燃えている。そんなところでございまして、要因といたしましてはやはり住宅の密集地であったということが一番強い要因であったと考えております。

また、原因につきましては議員さんがおっしゃいましたように調査中ということで、かなり難しいものでございまして、現在も調査中ということでございますので、よろしくお願いいたします。

竹村安弘議長 井上登議員。

18番井上登議員 密集地であったと、確かに古い建物が寄せ集まっているところなんですけれども、こういうところが非常に多いんですよね、諏訪市の場合、ほかでもそうだと思うんですけども。こういうものの消防の体制のやり方について、対応について何か考えていることはないんですか。

竹村安弘議長 消防長。

宮坂浩一消防長 小和田の火災におきましては住宅密集地の上、特に木造家屋が多かったと、こういうこともやはり延焼拡大の要因になっていると思っております。

現在は消防指令装置、指令室がございまして、各隊におきましても火災を中心に各署から出動してまいります。出火している建物を包囲するような戦術、筒先の配置体制、そのようなことを今後さらに徹底して通信指令室から指示を出していくと、そんな形で現在も取り組んでおりますが、そんな形で進めていきたいと考えております。

竹村安弘議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

竹村安弘議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、認定第1号のうち所管部分及び認定第4号、認定第5号を。

福祉環境委員会に、議案第23号、認定第1号のうち所管部分及び認定第2号、認定第3号をそれぞれ付託いたします。

竹村安弘議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

竹村安弘議長 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時11分

平成28年第3回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

平成28年9月30日（金）

午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第23号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 認定第 1号 平成27年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1 | 一般質問 | ページ | ページ |
|-----|----|----------|-----|-----------------|
| | 1番 | 井 上 登… | 37 | 2番 今 井 秀 実 … 42 |
| | 3番 | 小 池 忠 弘… | 48 | |

日程第 2～日程第7

議案第23号から認定第5号まで6件一括議題

認定第1号のうち所管部分、認定第4号及び認定第5号 総務消防委員長報告

議案第23号、認定第1号のうち所管部分、認定第2号及び認定第3号 福祉環境委員長報告

議案第23号から認定第5号まで6件各質疑、討論、採決

閉 会

○出席議員（22名）

議 席		議 席	
1番	中 村 奎 司	2番	河 西 猛
3番	小 池 忠 弘	4番	織 田 昭 雄

5番	加々見 保 樹	6番	伊 藤 玲 子
7番	樋 口 敏 之	8番	望 月 克 治
9番	小 池 賢 保	10番	小 松 一 平
11番	竹 村 安 弘	12番	今 井 秀 実
13番	遠 藤 真 弓	14番	八 木 敏 郎
15番	浜 幸 平	16番	小 池 和 男
17番	小 平 雅 彦	18番	井 上 登
19番	近 藤 一 美	20番	宮 下 和 昭
21番	吉 澤 美樹郎	22番	奥 野 清

○欠席議員 (なし)

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |         |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 広 域 連 合 長   | 金 子 ゆ か り | 副 広 域 連 合 長 | 今 井 竜 五 |
| 副 広 域 連 合 長 | 柳 平 千 代 一 | 副 広 域 連 合 長 | 青 木 悟   |
| 副 広 域 連 合 長 | 小 林 一 彦   | 監 査 委 員     | 樋 口 繁 次 |
| 事 務 局 長     | 宮 坂 茂 樹   | 会 計 管 理 者   | 木 島 清 彦 |
| 企 画 総 務 課 長 | 林 直 典     | 情 報 政 策 課 長 | 永 田 賢 二 |
| 介 護 保 険 課 長 | 原 田 初 秋   | 八ヶ岳 寮 寮 長   | 田 村 茂 正 |
| 消 防 長       | 宮 坂 浩 一   | 岡谷市広域担当課長   | 岡 本 典 幸 |
| 消防次長兼総務課長   | 五 味 清 司   | 諏訪市広域担当課長   | 前 田 孝 之 |
| 茅野市広域担当課長   | 小 平 雅 文   | 下諏訪町広域担当課長  | 山 田 英 明 |
| 富士見町広域担当課長  | 植 松 佳 光   | 原村広域担当課長    | 折 井 為 彦 |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長	松 崎 寛	企画総務課総務係長	国 枝 准 也
書 記	武 居 靖 彦		

~~~~~

平成28年9月30日（金）

## 第3回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時47分

（傍聴者 なし）

開 議 午前10時00分

---

**竹村安弘議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

なお、原村の五味副広域連合長より、本日欠席する旨の届け出がありました。

---

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**竹村安弘議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。井上登議員。

**18番井上登議員** 皆さん、おはようございます。諏訪市議の井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。今回の質問は、広域消防についての質問であります。

まず、消防力の整備指針と諏訪広域消防についてであります。消防庁の整備指針では住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を図っていく必要がある。また、高齢化社会の進展等に伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制、複雑、多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化等を職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要があるというふうになっているわけであります。

そのための目標とすべき消防力の整備水準を示しているわけでありますが、まず第1の質問であります。現在の諏訪広域消防の消防力について、消防力の整備指針に照らし合わせて消防、救急などの車両数あるいは職員数は妥当と言えるものになっているのでしょうか。

また、第2の質問であります。女性消防職員について伺いたいというふうに思います。現在、あらゆる分野で女性の活躍というものが注目をされているところであります。消防職員全体での女性の割合は、現在はわずかであると思いますが、近年、全国の自治体では女性の消防職員の数が都市部を中心に徐々にふえているというふうに伝えられているところでありますけれども、女性消防職員の登用に際して、その有効性をどのように考えているのかについて伺いたいというふうに思い

ます。

そして、三つ目の質問といたしましては、消防団との連携の問題でありますけれども、昨日の質疑の中でも今後の課題として消防団との連携の問題を指摘されていましたが、この連携についてどのような取り組みを現在しているのでしょうかについて伺いたいと思います。

以下、自席にて行います。よろしくお願いいたします。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** おはようございます。井上議員の御質問にお答え申し上げます。諏訪広域消防は昨年4月からこれまでの組織体制を見直し、組織及び業務を一元化し、より強固な組織力を構築するために真の広域消防としてスタートをいたしました。車両数、職員数につきましては消防力の整備指針の示す数値をもとに一元化協議の中で決定され、保有する消防力を最大限に活用し圏域住民の安全・安心の確保に努めております。

また、女性消防職員の登用につきましては、現在総務省消防庁において女性消防職員の活躍推進についてさまざまな取り組みがなされていることから、諏訪広域消防におきましても女性が働きやすい職場環境づくりに努めているところでございます。

消防団との連携につきましては、災害現場での情報共有及び連携活動がスムーズに行えるよう、日ごろから顔の見える関係を築いてまいります。

以降、詳細につきましては消防長から御答弁をさせていただきます。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** おはようございます。ただいま井上議員さんから御質問をいただきました3点についてお答えさせていただきます。

まず初めに、諏訪広域消防の消防力についてでございます。消防力の整備指針は、自治体が整備すべき消防力の整備水準を示すもので、地域の実情に即した適切な消防体制を整備するための目標数値でございます。

各消防署の車両や資機材は、これまで市町村の判断により整備されておりましたが、諏訪地域を一つの管轄とする消防一元化協議において、効率的な車両配置についてさまざまな場で議論され決定されております。

具体的に主な消防車両の配備数でございますが、救急車につきまして消防力の整備指針の示す配備数は管轄人口から6台となっておりますところ、諏訪広域消防では予備車1台を含め13台の救急車が配備されております。また、消防ポンプ自動車及び水槽付消防ポンプ自動車につきましては消防力の整備指針において11台とされているところ、予備車1台を含め13台となっております。

新しい出動態勢におきましては、全ての消防署が諏訪地域全体を管轄することになりますので、管内で発生した災害には市町村の垣根を越え、諏訪広域消防全体で災害対応しております。

配備車両数につきましては、現場活動の利便性なども考慮する上で適正な配備数を引き続き検証、検討し、今後も計画的に整備、更新を図ってまいりたいと考えております。

また、職員数についてでございますが、消防力の整備指針では消防車両数から現場で活動する職

員の数が決められます。現在、配備されている車両数から純粋に職員数を積算しますと大変多くの職員数が必要となります。消防一元化におきまして消防力の向上を目指す一方、組織を効率化し経費を縮減することも重要な目的でございます。災害の種類に応じ消防職員が複数の消防車両を兼務で運用するなどして、効率的な職員数で最大限の効果が発揮できるよう現場活動に当たっているものでございます。

続きまして、女性消防職員の登用についてでございます。現在、諏訪広域消防におきましては4名の女性消防職員がおり、全員救急救命士として現場の第一線で活動しております。平成27年中、諏訪広域消防における救急搬送のうち約半数が女性の傷病者でございます。女性の消防職員は救急現場において女性の傷病者に対する際、相手に抵抗感を与えずに活動することができ、また女性の視点から子供や高齢者、災害時の要支援者などへの対応は、現在の消防業務においては大変重要な存在であると考えております。

次に、消防団との連携について、現在の取り組みについてお答えいたします。諏訪広域消防が一元化したことにより、消防職員の身分は各市町村から広域連合へ移管されました。消防団員は各市町村の非常勤特別職の地方公務員であり、消防団は各市町村直轄の組織でございます。諏訪広域連合では一元化後もこれまでどおり、消防職員が消防団事務を担当するよう連合規約を改正し、引き続き良好な関係を築いていくよう努めております。

また、一元化後の出動計画では複数の消防署から消防隊が出動いたします。各市町村の管轄内で出動した消防団は、諏訪広域消防が設置する現場指揮本部に参画し相互に協力して現場活動に当たりますが、それぞれの活動を効果的に行うためには研修、訓練が欠かせません。

具体的には7月9日に岡谷市消防団と岡谷消防署、8月28日に諏訪市消防団と諏訪消防署、9月17日には原村消防団と原消防署で合同訓練を実施し、情報の共有や活動内容の確認を行い、それぞれ一定の成果を上げております。他の3市町につきましても10月に合同訓練が計画されております。あわせまして各市町村の防災訓練にも今までどおり積極的に参加し、関係団体との連携強化に努めているところでございます。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** どうもありがとうございました。指針については消防、救急の出動の件数や高齢化の状況など、あるいは自然的な条件など地域の実情に応じて配備をされているということでありますけれども、経費の縮減あるいは兼務というところが少し懸念されるというふうに思います。

消防業務に支障がないような形で運用される、進められることを望むわけでありますけれども、現場の職員などにお聞きしますとですね、消防の職員数は足りないのではないかというような話も聞いておるわけであります。例えば新規採用者については長期間、半年程度だと思いますけれども、消防学校へ入校をするというふうに聞いておりますし、また27年度は災害の派遣もしているという状況もあるわけですが、そういった間の対応はどのようなふうになっているかなど、現状の運用について、どういうふうにしているかについてお聞きをしたいというふうに思います。

また、女性の消防職員についてですが、女性についていわゆる産休あるいは育休、育休は

男性もあると思いますけれども、など問題があるわけですが、その対応についてはどういうふうにしているか。今答弁で女性の視点は非常に大事であるというふうにお伺いしましたけれども、その対応に現在はどういう運用をしているかについて伺いたいというふうに思います。

それから、消防団との連携につきましては、今合同訓練等を行っているということでもありますけれども、消防職員と団員との間でどういふですね、問題点があるのか。具体的にどんなものがあるかという点についてお聞きしたいわけですが、団員の方にお聞きしますとですね、連携が余りうまくいっていないというふうにおっしゃる方がいます。広域化することによって、その関係性は余りよくなっていないという、もっと言うともとへ戻してくださいというふうにも言われているわけですが、この辺についてどのようにお考えなのかについてお聞きをしたいと思います。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** まず初めに消防職員数についての御質問でございます。一元化に当たり職員数につきましては、6消防署の署長で組織いたします消防部会で慎重に協議し、一元化実行委員会、正副連合長会議に報告をし、了解をいただいております。

先ほどお答えいたしましたとおり、消防力の整備指針では保有する消防車の台数から消防職員数が算定されますので、まずは効果的な部隊運用をするための車両数を決定し、諏訪地域の実情を加味した上で職員数を決定しているところでございます。具体的な各消防署の職員数ですが、消防車両の乗車人員を救急車は1台3人、消防車は1台4人と設定いたしまして、それぞれ各署の運用車両数に応じて最低人員を算出し、その上で休暇等を想定した予備として1名を加えた人数を配備しているものでございます。

しかしながら、長野県消防学校などにおける研修や長期に及ぶ療養休暇など一時的に人員不足が発生する場合があることも十分承知しているところでございます。職員数につきましては、組織の効率化と消防力の充実というともに大変重要な課題であると思いますので、引き続き検証を重ね、適正化について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、女性消防職員の産前産後休業及び育児休業への対応についてでございます。現在、諏訪広域消防におきましては育児休業中の職員が1名おります。また育児休業を終え部分休業制度を活用し、日勤勤務で救急救命士として勤務している職員が1名、今後産前産後休業に入る予定の職員が1名ございます。これらの長期離脱につきましては消防業務という特殊性から代替要員の確保も難しく、人員確保の面では苦慮しているのが現状でございます。

人員不足の解消につきましては、関係部局の理解を得ながら継続的に協議、検討を行うとともに、女性消防職員の活躍推進について、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を図っていくよう、職場環境の整備に取り組んでまいります。

次に、現場活動における消防団との問題点についてでございます。現在、管内の災害現場におきましては諏訪広域消防の指揮隊を中心に統制された部隊活動により、現場を早期に収束するため活動しております。その中であって地域に密着した消防団の存在は必要不可欠なものであり、幅広い消防防災活動は大変心強く感じているところでございます。

一元化後、災害現場において消防職員と消防団員との間において特に大きな問題点はなく、それぞれの立場で相互に協力、連携し、災害対応を行っておるところでございます。以上です。

**竹村安弘議長** 井上登議員。

**18番井上登議員** 人員につきましては、命にかかわる重大な仕事でございますので、職員の仕事が過密にならないようにというふうをお願いをしたいわけでありますけれども、危険物、油の火災などにおいては化学消防車というものの、配備があると思うんですけれども。水では消火が不可能あるいは困難な場合に必要となるわけでありますけれども、ある程度の規模というようなものも想定しているというふうに思うんですけれども、この配備の状況がどうなっているのか。

また、狭隘な道路ですね、道路が狭いところではなかなか消防、救急の車が入ってこれないのではないかとこのように心配されているんですけれども、小型の車両の配備はどのようなようになっているかについてお伺いをしたい。

それから、女性の職員についての問題ですけれども、女性は非常に人員不足で苦慮をしているというふうに伺いましたが、この積極的な採用に向けてどのような取り組みがあるのかについてお伺いをしたいと思います。

それから3番目の団員との関係ですけれども、余り大きな問題はないというふうに今言われましたが、先ほども申しましたように、消防団の側からはちょっと連携がうまくできないということに少し心配をしているわけであります。今後もですね、消防団とは良好な関係を維持していかなければならないし、何よりもその地域密着ということで、現場の状況等人間関係も含めてよく知られている団員ですので、そういった関係を良好に維持していくための方策について考えているところがあればお願いします。

**竹村安弘議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** 化学消防自動車及び小型の消防自動車の配備についての御質問でございます。化学消防自動車とは危険物火災において泡消化剤を放出し火災を鎮火させるもので、通常の水槽と消火薬剤の液層を積載した消防車両で、消防力の整備指針では管轄内の危険物施設数により、地域の実情を勘案し配備することとされているところでございます。

現在、諏訪広域消防では茅野消防署西部分署に泡消化剤を放出できる普通ポンプ自動車1台を化学消防自動車と位置づけ配備し、大規模な危険物火災に備えているところでございます。また、管内6消防署2分署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車も、全車両に泡消化剤を放出する装置を装備しておりまして、危険物火災に対応する機能を有しているものでございます。

次に、狭隘な道路を通行可能な小型の消防ポンプ自動車の配備状況についてでございますが、岡谷消防署、諏訪消防署、茅野消防署に配備されております普通ポンプ自動車はCD-I型と呼ばれるもので、小回りの利く比較的小型の消防ポンプ自動車でございます。

また、全署に配備されております水槽付消防ポンプ自動車は、迅速にホース延長するための装備を積載しておりますので、火災現場付近が狭隘道路で消防自動車が進入できない場合でも、車両を停車させた位置から素早くホースを延長し放水することが可能となっているものでござ

ざいます。

続きまして、女性消防職員の採用に向けた取り組みでございます。昨年度の採用試験におきまして2名の女性の方から応募がございまして、うち1名に合格通知を送付いたしましたが、残念ながら採用に至りませんでした。本年度は諏訪広域連合におきまして現職の女性消防職員をモデルにポスターを制作し、またホームページに職場の声として募集を呼びかけるなどの取り組みも行いましたが、残念ながら女性の応募者はございませんでした。

国では、女性消防職員を増加させるために具体的な目標数値を掲げ、採用拡大に向けたさまざまな施策を行っております。諏訪広域消防といたしましても女性消防職員の積極的な採用について、県内消防本部と情報共有しながら継続的に取り組んでまいるところでございます。

続いて、消防団との連携強化についてでございます。災害現場において今後も諏訪広域消防と各市町村の消防団が強力な連携体制を継続していくためには、継続的な訓練の実施や意見交換ができる場を設けることが必要だと考えております。現場における指揮隊との連携もさることながら、各種無線機器を活用した情報共有につきましても、より実践的かつ効果的な訓練を実施し、さらなる連携強化に努めてまいりたいと考えているものでございます。

**竹村安弘議長** 井上登議員の一般質問を終わります。

次に、今井秀実議員の質問を許します。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** おはようございます。12番、今井秀実です。介護保険について質問いたします。

(1) 制度大幅改定に伴う対応。介護保険制度の大幅改定により、昨年4月から入所要件が原則要介護3以上とされたことにより、入所が必要な方が施設に入れなくなるという事態が生まれており心配しているところです。一定の要件を満たしていれば、要介護1・2の方も特養に入所できるということになっていますが、そのことも含め特養入所の現状と対応についてお聞きます。

また、制度の大幅改定により要支援1・2の方々に対する居宅サービスが介護保険給付本体から外され、地域支援事業の新しい総合事業で対応していくこととなっています。そのスタートが諏訪広域では来年の4月からとなっていますが、どのように対応していく計画でしょうか。専門性を持った従来の事業者がサービス提供に当たっていくことが望ましいと考えているところですが、いかがか伺います。

(2) 介護報酬引き下げの影響。制度発足以来、最大規模の介護保険引き下げが強行され、事業者の経営は大変困難になっています。事業の撤退など心配されるところです。状況についてどう捉えているかお聞きいたします。

(3) 介護従事者の処遇改善。介護従事者の処遇改善は急務であります。国も処遇改善加算のルールなどを設けて対応しているところですが、一方で介護報酬の大幅引き下げが強行されているため、各事業所の経営は困難さを増し、直接給料アップとならないことも心配されるところです。どう把握されているか伺います。

(4) 地域包括ケアの課題。国が示している地域包括ケアシステムのビジョンは、かなり現実離

れしていて、本来の給付を圧縮するための手段としている面が強く、注意していかなければならないものと思います。しかし、医療と介護の連携をその地域の特性を生かして進めること自体は、大変重要なことであり、実現可能な部分から一步一步進めていくべきと考えます。定期巡回サービスなどの具体化の状況など諏訪圏域の状況、課題についてお聞きします。

(5) 新たな制度改定の動きに対する対応。国は新たにさらなる制度改定の動きを強めており、要介護1・2の方々に対するサービスも介護保険本体から外すなどという実質上の大改悪を進めようとしています。どう捉えているかお聞きいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今井秀実議員の御質問にお答え申し上げます。

介護保険について五つの質問をいただきました。一つ目の制度大幅改定に伴う対応について、最初に特養の課題についてお答えをいたします。特別養護老人ホームは平成27年4月の制度改正において入所者を原則要介護3以上とし、要介護1・2の方は一定の条件を踏まえて特例的に入所できる仕組みとなりました。また、制度改正前に要介護1・2で入所された方は、現状の介護度に関係なく引き続き入所が可能となっております。

諏訪広域連合では、新しい制度に対応するため入所申込書類等を整備し、6市町村間での特例入所が公平かつ公正に実施されるよう、定期的に担当者会議を開催するなどして現場の情報共有を図っております。

諏訪地域での特別養護老人ホームの入所申込窓口は市町村の介護保険担当課であり、申込者の入所優先順位の決定は市町村に設置されている特養入退所検討委員会で行われております。制度改正以降は要介護1・2の特例要件の可否の判定も行っています。

特例要件は四つ示されており、一つ目は認知症があり日常生活に支障を来す症状があること。二つ目は知的障害・精神障害等に伴い日常生活に支障を来す症状があること。三つ目は家族による虐待が疑われる場合。四つ目は独居や家族の支援が期待できず、介護サービスの供給が十分でない場合で、いずれの場合も自宅での日常生活が困難であることが要件となっております。平成27年度における特例要件の判定結果は、判定者総数46人で17人が特例要件該当者となっております。また、制度改正の内容について市町村窓口、事業者、ケアマネジャー等で周知を図っており、現在までに大きな混乱はない状況であります。

次に、要支援1・2の方に対する居宅サービス提供についてお答えいたします。現在、介護給付で提供されている要支援1・2の方の訪問介護と通所介護のサービスが制度改正により市町村が実施する新しい総合事業、介護予防日常生活支援総合事業に移行するものであります。この新しい総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて社会資源の活用を図りながら、要支援者を含めた事業対象者及び一般高齢者に対し、総合的にサービスを提供する事業であり、平成29年4月事業開始に向けて準備を進めております。

現在、予防給付を受けてこられた利用者に対し、これまでの質と量を維持した切れ目のないサー

ビスの提供を第一に、ほかの予防給付との総合的な給付管理、事業所として登録管理などの新しい体制の構築を進めるとともに、緩和した基準のサービス内容、住民主体のサービスの構築に向けたニーズの把握などについて事業者や市町村と協議を進めており、円滑な事業の移行に向けて準備を進めております。

二つ目の介護報酬引き下げの影響についてお答えいたします。平成27年度介護報酬の改定は、平均でマイナス2.27%の改定率で、通所介護を初めほとんどのサービスで基本報酬が引き下げとなり、事業者にとっては大変厳しい内容となっています。

一方で地域包括ケアシステムの構築に向けては、中重度者ケア体制加算や認知症加算など、サービス機能を重点評価する方向へシフトしています。介護施設におきましても報酬の引き下げ分については介護職員処遇改善加算、介護福祉士の配置比率や手厚い人員体制を評価する加算を算定することで報酬が下がらない状態を維持できるため、積極的に体制を整備していただいております。

諏訪地域内では、今のところ介護報酬のマイナス改定が直接の原因となる事業所の廃止や休止についてはお聞きしておりませんが、今後の動向や事業所への影響につきましては引き続き慎重に見守っていく必要があると考えております。

三つ目の介護従事者の処遇改善についてお答えいたします。介護職員の処遇改善は、平成21年に介護職員処遇改善交付金が創設され、現在は介護職員処遇改善加算として改善に向けた取り組みが続いております。しかし、多くの場面で介護職の賃金の低さ、労働条件の過酷さ、離職率の高さなどの課題が相変わらずクローズアップされているのも現状であります。介護職員処遇改善加算の取得状況ですが、諏訪広域連合が指定権者である地域密着型サービス53事業所中52の事業所が加算を取得している状況でございます。

国の平成27年度調査結果によりますと、加算を届け出た事業所の介護職員の平成27年の平均給与額は前年に比べて1万3,170円増加し、平成27年から上乗せされた1万2,000円を上回っています。また、引き上げの実施方法は、手当の引き上げや賞与等の引き上げによる事業所が多く、今後も加算が継続するか不透明な状況下では、定期昇給よりも手当による対応をとっている事業者が多い状況です。このことから積極的に加算を取得できる体制づくりを事業者にも努力していただいております。処遇改善は着実に進んでいると考えられます。

四つ目の地域包括ケアの課題についてお答えいたします。団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。このため、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築に向けて取り組みを進めています。

地域包括ケアのシステムづくりに向けての現状と課題についてであります。今後進められる医療と介護の連携において、地域包括ケアの推進は総合的な社会保障制度の充実のため、その役割が強く期待されているところであります。まずは医療と介護の連携に基づく個別事案への対応が行える環境を整え、それにより効果的な在宅医療と介護の連携の推進や認知症施策の推進といった制度

の改正の趣旨に沿った介護保険事業の展開が図られるよう、地域包括ケアの柱となる地域ケア会議の充実に取り組む必要があります。

生活支援サービスの充実強化のためには、サービスの受け皿となる多様なサービスの提供者が地域に根づくよう、NPOや住民組織の育成などソフトの部分での取り組みも進めていく必要があります。また、諏訪地域では新たな介護サービスとなります24時間対応が可能な定期巡回随時対応型訪問介護看護につきまして整備を進める予定であります、どこまで面的な広がりがあるかが課題となります。

諏訪広域連合といたしましては、事業の円滑な推進のため新たな制度についての情報収集を進めるとともに、市町村と連携し地域包括ケアの実践のための準備を進めてまいりたいと考えております。

五つ目の新たな制度改定の動きに対する対応についてお答えいたします。国の社会保障審議会介護保険部会では、次期介護保険事業計画の策定を見据えて議論が進められており、介護人材の確保、軽度者への支援のあり方、利用者負担、被保険者の範囲などが議論されております。今後も引き続き介護保険部会の議論を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井です。2回目の質問をさせていただきます。

(1)の特養の関係ですが、もう一つ施設入所については特養も含めてというような感じになりますが、いわゆる低所得の方に対する居住費、食費の軽減補助という部分がありますが、その影響についても把握されているかと思いますが、そのことについてもお聞きしたいと思います。

それから、きのうもちょっと確認させていただいてありますが、特養待機者のカウントそのものが去年の4月1日から要介護1・2の方々が排除されたということですので、その状況。またこれもきのう一定のやりとりをさせていただいておりますが、特養待機者の今の現状についてお聞きしたいと思います。

もう一つ、岡谷駅の南に整備される予定だった特養施設を含む計画が頓挫して消えてなくなったということですが、それに伴って特養整備がおくれているという部分があると思いますが、その辺どんな現状、対応をしていくつもりかお聞きしたいと思います。

それと、要支援1・2の方に対する新しいサービスの関係ですが、実際には今と同じというふうには全部やるわけにはいかないので、緩和した基準ということで、資格のある人の要件を少し下げたりとか、いわゆる介護報酬と比較してお金の動きを安くやってもらうような感じ、その単価と云えばいいのかと思いますが、その単価が今のものと比較して7割、6割みたいな感じで引き下がってしまうと、事業者がやっていけないという部分の問題があるかと思いますが、その辺どんなふうに予定しているかをお聞きしたいと思います。

(2)ですが、大変厳しいということは認識されているようですが、実際に事業者の声をアンケートなどで聞いたり、あるいは生の声を把握したりということがされているかとは思いますが、かなり心配なので、その辺どんな状況かお聞きしたいと思います。

それから（３）ですが、この処遇改善もかなり重要なテーマであるということも共通認識だなということがわかったんですが、実際１万３，０００円程度の引き上げがされたということだけで、手当という形をとっているということで、一過性に終わっては困るという部分と今回１万３，０００円ほど引き上がったというケースであっても、他の事業者と比べれば１０万円も月給で差があるというふうに言われているところですが、そのことをどんなふうに捉えているか、これも事業者アンケートなどの声も含めてお願いしたいと思います。

（４）ですが、この２４時間定期巡回サービスの具体化がかなり近づいているという感じで、今答弁を聞かせていただきましたが、その辺もうちょっとお聞きできればというふうに思います。もう一つ、１回目の質問でも言いましたが、医療と介護の連携というのはかなり難しい課題で、あんまり急いでやろうとすると無理がかかるという部分もありますが、その辺についてもどんな捉え方をしているかお聞きしたいと思います。

（５）ですが、介護保険部会の様子を注視していきたいということで、それは大変重要なことですが、例えばですが、要介護１・２の方のいわゆる手すりをつけるとか、ベッドを借りるとかっていうような部分を完全実費負担にするというような、かなり強烈的な案も報道なんかで出てきていますが、そういうことも含めて要支援１・２と要介護１・２を合わせれば６５％ぐらいというふうにも聞いていますので、こんなことになって本当に大変だなと思いますが、その認識についてもお伺いしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** それでは、御質問いただきました内容について順次お答えをさせていただきます。最初に特養の関係でございますが、今回の制度改革に伴いまして低所得者の方の補足給付の資産要件も入ってまいりました。そんな中で特に１・２の方につきましては、昨年制度が改正された以降、どんな状況になっているかという部分であります。既に老健または有料老人ホーム等に入所をいただいて特養を希望している方の数もかなりの数に上っている状況でございます。

そんな中で、在宅でお待ちの方もやはりおいでになりますが、先ほど連合長が答弁をさせていただきましたとおり、市町村の窓口またケアマネさん等と相談をしながら、特養待機中に在宅が不可能な場合については老健、また有料老人ホーム、サ高住等の案内をしながら、その方に合った居場所を検討しているというような状況でございます。

また、制度改革前とあとの待機者、そして直近の状況であります。制度改革前の平成２７年３月３１日は約８００名、圏域内で待機者がおいでになりました。翌日の制度改革後、要介護１・２の方が名簿から抜けた状況では５８４人という数字になっております。その後、現在直近ではこの９月１日現在の待機者では４５７名となっております。少しずつ待機者の数というのは減少してきているということでもあります。やはり老健等の整備率が高いこと、また最近、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅の施設整備が進んでいる、そんな状況がうかがえるのかなというふうに考えております。

また、岡谷市で予定をしておりました特養整備が白紙に戻ったことにつきましては、現在介護保険委員会、また事業計画に影響がありますので、長野県のほうとも協議を進めております。そんな中で、現在までに6期整備では170床の特養整備を予定しておりますが、地域密着特養29床ありますが、これについては事業者さんが決定し、現在施設のほうの整備が進んでいるという状況であります。

また、既存施設の増床で16床は既に6床は稼働しておりますし、あと10床につきましては具体的には、富士見町に今移転して建築中の恋月荘に10床の増床をする予定となっております。また残りの分につきましては89床が残っておりますが、特に岡谷分としますと36床が未整備となっている状況であります。ここにつきましては、5期計画からの6期への継続ということになりますので、現在整備計画の見直しの作業を進めておりますが、その部分については優先して検討してまいりたいというふうに考えております。また、残りの分につきましては来年度になりますと、今の6期計画最終年度ということになりますので、第7期の整備も含めてどういう計画を立てていくかを今検討していると、そんな状況でございます。

また、次の新しい総合事業の関係であります。御質問の内容は緩和したAのサービスの部分の単価、報酬単価の部分であります。現在検討しております内容では、事業者さんと介護保険委員会のほうで協議の中では今素案の段階でございます。その案の中では現行相当と比較しますと、訪問型でおおむね85%、通所型でおおむね70%くらいの中で事業者さん、また介護保険委員会の中でも検討を進めていると、そんな今状況でございます。

続いて、介護報酬の引き下げの関係でございますが、事業所のアンケートまた事業者の声をどのように把握しているかの部分でございますが、事業者アンケートの中で昨年度の収支をお聞きをさせていただきました。その中で、ほぼ収支均衡で特に赤字・黒字でもない部分が約3割、そしてやや黒字が17%、あと残ります赤字・大幅な赤字が50%をちょっと超えている、こんな回答をいただいた状況でございます。

また、アンケート以外で事業者さんの声を聞いている場面としますと、この事業者の圏域約450事業所が集まります事業者協議会、また地域密着の事業所に義務づけられております年4回の事業所運営推進会議と年2回義務づけられています小規模通所の事業所さんについては、やはり同様の運営推進会議が予定をされていますので、その中で逐次お話をお聞きしています。また、特養と小規模多機能につきましては、それぞれ連絡会がございます。その場でお話を聞いているということと把握をさせていただいているということでございます。

また、介護従事者の処遇改善の部分であります。この部分についても事業者さんにアンケートを実施させていただきました。これはお集まりをいただきました皆さん、働いている方が中心となりますが、実際にどう感じているかの部分をお聞きしました。改善されているなというふうに「少し感じている」、「かなり感じている」とお答えいただいたのが約11%くらいでございました。あと「余り感じない」、「全く感じない」が67%という数字でございまして、あとは「わからない」、加算をもともと事業所が取得していないというような答えが残りの数というふうになってご

ざいます。

次に、4点目の地域包括ケアの中の関係でございますが、定期巡回随時対応のサービスにつきましては、この10月で公募に入ってまいりたいと思っております。3事業者を公募をしまして、10月中に事業者を選定してまいりたいということで、事業者が早期に決定するというような今現在状況でございます。

また、医療介護連携の部分でございますが、お話いただきましたように非常に難しい問題がたくさんあります。その中ではきちんとした医療と介護の分野の皆さんが集まって、時間をかけて検討をしていく必要があるというふうに感じていますし、今圏域内の医療介護の協議会が設立をされていますので、その中で対応してまいりたいというふうに考えております。

また、新たな制度改正の対応であります。これについてはやはり各地方公共団体とも心配をしております。過日6月にこの具体的検討が始まる前に、全国市長会から次期改正に向けての要望をさせていただいていますが、今後必要があれば、また国のほうに要望してまいりたいと、そんなふうに考えております。以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** とりわけ待遇の部分なんです。すごい大改悪という感じが自分にはしていますので、強くこの秋の、このタイミングでも国へ強く働きかけることが重要と思いますが、その1点だけ最後お聞きしたいと思います。

**竹村安弘議長** 介護保険課長。

**原田初秋介護保険課長** ここで議論真っ最中でございます。そんな中でまだこの軽度者への支援、特にお話がありました住宅改修や福祉用具の貸与も含めまして、まだ議論がまだまだ途中でございます。国では12月をめどにというような状況でございますので、その議論の進捗も状況を見まして具体的な提案を全国市長会、また町村会を通じまして国のほうには強くお願いをしていく、また具体的な提言も含めまして、国のほうに提出をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。以上です。

**竹村安弘議長** 今井秀実議員の一般質問を終了いたします。

次に、小池忠弘議員の質問を許します。小池忠弘議員。

**3番小池忠弘議員** 議席3番の小池忠弘でございます。通告してありますように諏訪圏自治体合併要望について、一つは商工会議所からの要請の受け止めと見解についてと、広域連合としての合併に関わる対応についてということで通告をいたしました。

最初に、4商工会議所からの要請の受け止めと見解についてであります。御承知のように、去る8月24日、岡谷、諏訪、茅野、下諏訪、この商工会議所の会頭さんらが、強力な広域連携のできるだけ早い広域行政合併の実現、あるいはできるところからの合併を求める要望書が諏訪広域連合長のもとに提出されました。

この要望書に対する連合長のコメントが報道等で明らかにされています。そしてまたそれぞれ提出を受けた町、市の首長さんもそれなりのコメントもされておりますが、特にここでは改めて広

域連合議会という場であります。要請の受け止めと見解について、まず最初にお伺いをしたいというふうに思います。

あわせて、これはまだちょっと早いかもしれませんが、その中でそれぞれの首長さんとする意味では議論をしていきたいというふうな表現のコメントが出されていますが、要望書を受け取った後、合併にかかわるそういう形での意見交換等の話し合い、あるいはそういうものを今後予定をされているのかどうか。これは前提としては民意の盛り上がりが大前提にということではありますが、御承知のように、多少の首長さんの温度差もありますが、大方民意の状況、盛り上がり、このことを一つは重視をしているということはお聞きがえませんが、この点についてお伺いをしたいと思います。

次に、広域連合としての合併にかかわる対応について、これもちょっと早いといえますがなかなか難しい問題でありますけれども、御承知のように平成16年に広域合併が破綻をいたしました。いろんな意味でこの後遺症もあるわけでありまして、一つはその上に立ってそれぞれの6市町村、自立したまちづくり、それぞれが輝くまちづくりを懸命に、財政を十分に加味しながら対応して、努力をしているということは御承知のとおりだというふうに思います。

ただ一方で、そういう市町村のそれぞれのまちづくりの新たな出発で約12年たったわけでありまして。そのことともう一つは、今広域連合は一つの機能をさらに果たしてきているというふうに思います。御承知のように介護保険の一体的な運営、それから広域消防の一元化による効率的な消防体制の確立、こういうふうな形で広域連合は広域連合として課題を一つ一つクリアしながら住民の要望に応えているというふうに私は思います。

そういう意味で、今後の中で課題になるのは広域連携との絡みではありますが、介護保険や消防、これは一つ大きな前進であり大事な課題としてありますけれども、どうしてもものづくり諏訪という点で、多分商工会議所の会頭さんらも行政の枠が一つはネックになって発展しないんだと、あるいはそれが取り払われれば発展するのではないかというふうな思いがあつての内容だろうと思います。そういう意味で今後この点にあわせまして、広域連合として連携の問題が、一つは広域連携で課題を整理しながら発展をさせていくというのは課題の一つだろうというふうには思います。

この点について、広域連携というのは必ずしも広域連合が全てとりしきるということではないというふうに思います。産業界は産業界、観光は観光として、あるいはそれぞれの福祉は福祉の団体として連携の強化も必要だろうというふうに思います。とりわけ平成16年の合併以前にもずっと合併推進協議会等々あるいは青年会議所や産業界からは強いそういう根強い要望がずっとあります。これはやっぱりある程度といいますか、それをどう発展的に捉えて広域連合としての役割を果たすかというのも課題になろうかというふうに思います。この点で広域連携のあり方を含めて合併との関連もあわせてお伺いを最初にしておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 小池忠弘議員の御質問にお答え申し上げます。初めに諏訪圏域自治体合併要望についての4商工会議所からの要請の受け止めと見解についてお答えいたします。

去る平成28年8月24日に岡谷、諏訪、茅野、下諏訪の四つの商工会議所の会頭さん方からよ

り強力な広域連携と、できるだけ早い広域行政合併の実現についての要望書の提出が諏訪市長と諏訪広域連合長宛てにあり、その要望書を受け取りました。

要望書の内容は、急速に進む少子高齢化、将来的な人口減少、企業数の減少、そして産業界全体の縮小といった状況を見据え、より強力な広域連携の必要性和できるだけ早期に広域行政合併が必要な時期に来ていると産業界では感じているというものでございます。そして、6市町村合併が最も望ましいが、まずはできるところからの合併も考えてもらいたいというお話がございました。経済界を代表する方々の提案でありますので、重く受けとめているところでございます。

さて、前回の6市町村合併協議の経過ですが、平成14年10月に諏訪地域6市町村任意合併協議会が発足し協議が行われましたが、住民投票や住民アンケート調査等の結果により、平成16年3月に6市町村による任意合併協議会は解散となりました。その後、湖周2市1町による合併も協議されましたが、断念するという結果になっております。

市町村合併については、現在国や県による積極的な関与や合併特例債などの財政的支援がなく、また12年前の多くの時間や経費をかけて合併協議会での協議を進めたものの、合併しない道を選んだ民意を踏まえたと一朝一夕でいかない課題であると認識しております。

合併を進める際には、過去の経緯を踏まえ慎重に対応すべきで、諏訪圏域の住民の皆さんから合併を望む声や機運が高まってきているのか、民意のあり方を慎重に見きわめて対応をすることが大切であると考えております。

また、広域連携につきましても、現在も地方創生に関する施策展開などを中心に6市町村はもとよりより幅広い地域間連携も進めてきているところでございます。それぞれの市町村が持つ伝統や文化、魅力などをお互いに尊重し合い、連携することにより高い効果が期待できる分野や事業等につきましても引き続き広域連携や地域間連携、官民連携を進めることは大変重要なことと考えております。

次に、広域連合としての合併に関わる対応についてお答えいたします。まず、今回の要望は圏域内の四つの商工会議所からの提言でございます。広域連合は6市町村のバランスのとれた発展を目標にスケールメリットを生かすことで、効率化が見込まれる共通の課題や事務事業を執行する一つの地方公共団体でございます。具体的には広域消防や介護保険事業、救護施設事業、病院の輪番制や小児夜間急病センター運営、諏訪広域総合情報センタによる電算システムの共同構築など、広域連合規約に基づく事務を執行し、構成市町村を補完しております。

議員御存じのとおり、広域連合は市町村合併推進のための組織ではありません。また、合併問題を協議する場がございませんけれども、正副連合長が一堂に会する機会もある中、合併に関する意見交換などの機会を持つことは可能と考えています。

合併に関しましては、合併の対象となる市町村同士が合併協議会を立ち上げて議論を進めていくという段取りを踏むものでございます。

また、基礎自治体の将来の姿にかかわることでありまして、それぞれの市町村の皆さんの民意を見きわめつつ、過去の経緯も踏まえて必要に応じて協議を行う場を設けていくものであると考えて

おります。

**竹村安弘議長** 小池忠弘議員。

**3番小池忠弘議員** 御答弁ありがとうございました。4商工会議所という会頭さんからの要望書ですから、真摯に重く受けとめるということは当然でありますし、またいかなる団体であってもやはり広域連合として要望があるものは受け取って、それを真摯に応えていくというのはやっぱり大事なことだろうと思います。その点で今回、今連合長からお話があったように、それを重く受けとめながら今後対応していくという中身でありますから、私も全くそのとおりで、そのことについて恐らく住民の皆さんも理解、納得を得られるだろうというふうに思います。

そういう中で、確かに御承知のように平成の大合併は国の指導のもとに、かなりあめとむちといえますか特例債がかなりついた。そしてまた交付金も本来下がるものもさらに継続して一定期間という中身でありました。

いろいろ考えて見ますと、ある意味で財政的に考えて見ますと、今6市町村で受け取っている交付税、平成27年度で146億円だというふうに思います、昨年度の決算で。そういうふうになりますと、今特例債もそういう交付金そのもののある意味での特例的なものはありませんから、恐らく六、七%は減っていくんじゃないかということもあります。平成の合併のやっぱり教訓も学びながらということにもなろうと思いますし、私もいろいろ調べてみましたけれども、合併してよくなったというところももちろんありますけれども、非常に厳しい財政困難や課題を抱えているというところもあるというふうに思います。そういう意味では、この点については当然確かに首長さんは一人になる、議会も一つでいい。そういう意味での行政の効率化は図られるけれども、住民の本当の健康や福祉の増進、そして安心して住み続けられるまちづくりに本当に寄与するかどうか、これは改めて真剣に考えていく必要があると思いますし、今自立したそれぞれのまちづくりを推進していく方向と、それから広域連合の発展がさらに必要になってくるというふうに思っております。

私は会議所さん、直接私は話をしたわけではございません。6市町村合併も主体にするけれども、できなければできるところからという、そういう内容がちょっとうかがい得るわけです。諏訪は一つということではありますが、そこができれば諏訪は一つでなくなってしまうという問題があります。

それから、あわせて今の首長さんの温度差があるかどうかというのは見方の問題だろうと思うんですが、首長さんそれぞれの思いというのは、諏訪は一つをずっと掲げておられる首長さんもおいでになりますが、ただ今の現実的な課題の中で対応がまた異なるという部分ですけれども、ひとは部分合併みたいなものと、真意がとにかく会議所さんの言うのは、早ければどこでもいいというような受けとめになってしまうわけで、その点の真意はうかがえたのかどうかということ、そこを一つはあえてお伺いをしたいというふうに思います。

もう一つは一番大事な問題は、そのことによっていわゆる産業界が行政の壁を外れることによって、今もちろん少子高齢化だとか課題がたくさんあります。そういうものが合併によって本当に発展できるというふうな中身が御提示がされたのかどうか、あるいは話し合いの中で、そういうことがある程度うかがえるような中身であったのか、その辺についてももしあったらお伺いをしたいと思

います。

**竹村安弘議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 今回は4商工会議所の代表の皆様から提言を受け取ったという状況でございます。したがって、それ以上の意見交換等々につきましては、6市町村長の話し合い等々も経過しなければ回答できかねますので、それ以上の突っ込んだお話ということではございません。提言をいただいた立場でございます。

それから、特例債や国が平成の大合併のときに主導されましたさまざまな特例制度につきましても、これにつきまして今現在はそうした制度はないんですけれども、今後その可能性とすれば、やはり県や国と相談をしながら検討していく課題でありまして、今ここでどのようになるということを上げられる段階でもありません。

また、対象市町村に関しましても、私どもは民意というものをやはり見きわめなければ、どこどこというですね、合併対象市町村がどうなるのかということもまだ見きわめなければならない段階でございますので、ここで御答弁を申し上げられませんが、商工会議所の皆様が経済界で活動される中で、やはり大きくは国も交通網の発展、それから通信網の発展、情報網の発展、そうした中で時代時代で状況が変わっております。さらに超少子高齢化時代、また人口減少時代を見据えて地方創生の総合戦略を立てたり、あるいは立地適正化計画を求めたり、あるいは公共施設の管理総合計画を立てるようなという指導、こうしたものを見きわめてまいりますと、やはり一定の規模のですね、行政改革の手法としての合併というものは、まだ可能性として残っているというふうに考えられたものだというふうにと受けております。

いずれにいたしましても、今まで申し上げてきたとおり、それぞれの市町村の立場もあり、また地域住民の皆様のご意向も把握をきちっと受けとめていかなければならない段階であると、このように捉えております。

**竹村安弘議長** 小池忠弘議員。

**3番小池忠弘議員** ありがとうございます。私の質問は以上であります。ありがとうございます。

**竹村安弘議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時24分

**竹村安弘議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○日程第 2

議案第23号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

## ○日程第 3

認定第 1 号 平成 27 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 4

認定第 2 号 平成 27 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 5

認定第 3 号 平成 27 年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 6

認定第 4 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7

認定第 5 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について

**竹村安弘議長** 日程第 2 議案第 23 号から日程第 7 認定第 5 号までの 6 件を一括議題といたします。

この 6 件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告をお願いいたします。総務消防委員長。

**小池忠弘総務消防委員長** それでは総務消防委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において、当委員会に付託された 3 件の議案審査に当たり、10 名の委員全員出席のもと、金子広域連合長、今井副広域連合長、五味副広域連合長、事務局長、会計管理者、消防長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、認定第 1 号 平成 27 年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査では、諏訪地区小児夜間急病センターの運営課題について質疑がありました。インフルエンザ等の感染症の時期にずれがあり、昨年度と比較すると患者数は減少傾向にある。小児科医は県全体では多少ふえているが、諏訪地域においては新たな開業医もなく、小児科医はふえていない状況である。小児科医等の高齢化が進むとともに、当番医の負担もふえているが、信州大学から医師の派遣を受け、診療体制を維持している。今後も、中学生まで受け入れ可能であることも含めて PR をしていきたいとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第 4 号 平成 27 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査では、財産にかかわる調書の物品について、消防ポンプ車は一元化前と比較し半減しており、その他の車両についても増減があるが、出動体制に問題はないのかとの質問に対し、一元化計画に基づき、水槽付ポンプ車を各署に 1 台ずつ配備し、効率のよい部隊運用を行っている。

また、指揮車については岡谷、諏訪、茅野の3署に各1台があればよいので、査察車として名称変更したため、実際には減少していないとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第5号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について御報告いたします。

審査では、諏訪地域ふるさと振興基金事業の全体的な評価はどうかとの質疑があり、婚活事業が目立っているが、防災対策でもLCV-FMのサイマル放送の活用により防災情報などを発信し、事業費は小さいが大きな効果は出ている。今後も花火大会の番組放送時などでもLCV-FMのサイマル放送についてPRをしていきたい。また、LCV-FM広報事業では、年間約4,000件の行政情報を流しており、各市町村等のPRを行っている。

婚活事業も、平均4割のカップルが成立し、県下でも高い実績を上げており、成婚に至ったケースもある。また、花いっぱい運動については、各学校等からの継続要望があるため、今後も引き続き行っていきたいとの回答がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

以上、報告を終わります。

**竹村安弘議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について、一括報告を願います。福祉環境委員長。

**小池和男福祉環境委員長** それでは福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

当定例会において、福祉環境委員会に付託されました議案は4件でございました。

11名の委員全員出席のもと、柳平副広域連合長、青木副広域連合長、小林副広域連合長、各施設長、各課長及び担当職員に出席を求め審査してまいりました。

以下、審査の経過と結果について報告をさせていただきます。

それでは最初に、議案第23号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、認定第1号 平成27年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に付託された部分について報告いたします。

審査の過程において、特に質疑等はなく審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第2号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、圏域外の入所者数がふえているが、圏域外に営業をし、ふえているのかとの質疑があり、八ヶ岳寮の最大入所定員は現在134名である。あきが出た場合は、圏域内の福祉事務所を優先とし、圏域内に該当者がいない場合、圏域外の福祉事務所に照会をかけ、入所者を決定しているので、圏域外に営業活動のような行為をしているわけではないとの説明がありました。

居宅生活訓練事業において、入所者４名の地域復帰を果たしたとあるが、現在どのような生活を送っているのかとの質疑があり、グループホームでの生活が２名、アパートでの生活が２名との説明がありました。

相模原の障害者施設での事件を受けて、八ヶ岳寮での対応はとの質疑に対し、施設の点検や不審者の情報共有、防犯備品の購入、茅野警察署員を講師に実地訓練を行った。また、地元の消防団との連携を図り、安全確保に努めているとの説明がありました。

地域とのかかわりとして、子供たちを交流会等に招待するなどといったことはしているのかとの質疑に対し、八ヶ岳寮の畑で農作業を通しての交流などを考えているが、地理的なこともあり難しい。現在は納涼祭に案内を出し、来てもらっているとの説明がありました。

歳入で「入所者訓練作業収入」があり、歳出で「入所者小遣い他」とあるが、これは作業収入を施設で預かり、小遣いとして渡しているのか。また一番多くもらえる人はどのくらいかとの質疑に対し、作業収入は一旦施設の収入とし、それを小遣いとして支出している。また小遣いの金額は月々違うがおおむね月５，０００円であると説明がありました。

１日の職員体制は何人かとの質疑に対し、土日祝日の介護職員の最低人員は８名、月、水、金曜日は入浴があるため介護職員は最低１２名とし、ほかの職員を含めた全体では、平均２０名前後の職員体制としているとの説明がありました。

審査の結果、当委員会では全会一致で認定といたしました。

次に、認定第３号 平成２７年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について報告いたします。

審査の過程において、督促手数料の予算額と決算額の開きについて、また督促が出される人の多くはどういった人たちか、送付した後の未納入者への対応についての質疑があり、督促手数料は例年同額を予算計上している。また、未納者は年額１８万円以下の年金受給者が多く、その対応としては、各市町村職員が臨戸訪問を行い、納入相談をするなど、その人の実情に合った方法で納入をお願いしているとの説明がありました。

介護認定審査会判定結果で「非該当」とあるが、必要があるから申請しているにもかかわらず、なぜ非該当になるのかとの質疑があり、認定審査及び認定審査には全国一律の基準があり、認定審査はその基準に合致するかしないかを判定するものであるため、基準に合致しなければ、非該当の方が出る。また、審査方法は、コンピューター判定と審査員による判定の２段階で審査しているとの説明がありました。

高齢者虐待相談者数は、虐待をされている方の人数かとの質疑があり、疑いのある場合と受けている場合、双方のケースが含まれているとの説明がありました。

討論において、介護保険料が値上がりし利用者負担がふえ、施設利用者数も伸びていないので反対。決算認定として、決算内容に誤りがないので賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で認定といたしました。

以上、報告といたします。

**竹村安弘議長** ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第23号 平成28年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成27年度諏訪広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成27年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、こ

れより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

**12番今井秀実議員** 12番、今井秀実です。認定第3号 平成27年度諏訪広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定に反対の立場から意見を述べます。

平成27年度は国の制度改定により、特養の入所制限、利用料自己負担2割の導入、低所得者に対する施設入所の食費、居住費の軽減策の圧縮などが強行され、この諏訪圏域でも特養待機者のカウントから排除された要介護1・2の方だけでも220人に上るなど、その影響は大きなものがあります。

一方、介護保険料については引き上げが行われ、基準額で月額5,000円を超えるなど、高齢者の生活を圧迫するほどの額になっています。このことは決算において普通徴収の現年度分の収納率が89.41%にとどまっていること、滞納分については収納率が19.72%であること、また不納欠損も1,400万円を超えており、その納付できない理由の3割近くが納付困難であること、また年金額が年額18万円以下の方に対する督促が多数されていることなどに明確にあらわれています。

生活を圧迫するほどの高い保険料を払いながら、いざ介護サービスを利用しようとしても十分なサービスが受けられないという状態が一層強まった年度であり、主な原因は国の制度改定、制度改悪であったとしても、結果として被保険者、利用者の負担増、サービス低下を来しており問題であったと考えます。

よって、本決算の認定には反対をいたします。

**竹村安弘議長** ほかにありませんか。加々見保樹議員。

**5番加々見保樹議員** 5番、加々見です。本案件に賛成の立場から討論いたします。

本案件は、介護保険特別会計の決算の認定を求めるものであり、たとえ介護保険制度の改定の内容に不満があったとしても、歳入歳出ともに正確で経理も適正と認めるという昨日の監査報告もあり、決算に誤りがなければ本案件は認定するべきものであるとするのが妥当であると考え賛成いたします。

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。本案は賛否両論がありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。認定第3号に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**竹村安弘議長** 起立多数であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成27年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成27年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**竹村安弘議長** 御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定されました。

---

**竹村安弘議長** 以上で、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午前11時46分

---

**竹村安弘議長** 閉会前に広域連合長の御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり、慎重なる御審議をいただき、提出申し上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

今後とも諏訪圏域の一体的な発展のために、調和のとれた魅力ある圏域づくりを推進してまいりたいと考えております。議員各位におかれましては、今後ともお力添えのほどお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員各位を初め関係する皆様方の一層の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、御挨拶いたします。ありがとうございました。

---

**竹村安弘議長**      これにて、平成２８年第３回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさ  
までした。

---

閉                      会                      午前１１時４７分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長                      竹   村   安   弘

5   番                      加   々   見   保   樹

1   8   番                      井   上                      登

## 議 案 等 の 審 議 結 果

広域連合長提出

| 事 件 番 号     | 上程月日      | 付 託 委 員 会     | 議決月日      | 審 議 結 果 |
|-------------|-----------|---------------|-----------|---------|
| 承 認 第 2 号   | 28. 9. 29 | 省 略           | 28. 9. 29 | 原 案 承 認 |
| 議 案 第 2 3 号 | 28. 9. 29 | 福 祉 環 境 委 員 会 | 28. 9. 30 | 原 案 可 決 |
| 認 定 第 1 号   | 〃         | 各 常 任 委 員 会   | 〃         | 原 案 認 定 |
| 認 定 第 2 号   | 〃         | 福 祉 環 境 委 員 会 | 〃         | 〃       |
| 認 定 第 3 号   | 〃         | 〃             | 〃         | 〃       |
| 認 定 第 4 号   | 〃         | 総 務 消 防 委 員 会 | 〃         | 〃       |
| 認 定 第 5 号   | 〃         | 〃             | 〃         | 〃       |